

大野町こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
大野町

はじめに

大野町では、子ども・子育て支援法に基づき平成27年に第1期、令和2年に「第2期大野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「親、地域、行政の支え合いのなかで次代を担うこどもと子育て家庭を見守り育てていくまちづくり」を基本理念と定め、子育て支援施策の推進に取り組んでまいりました。

近年、こどもたちを取り巻く社会環境は大きな変化を迎えております。少子高齢化や核家族化はますます進行し、家族のあり方も変わりつつあります。

またライフスタイルや価値観が多様化し、こどもや子育て家庭のニーズも複雑化しており、社会関係・生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化などの社会問題が大きな課題となっています。

このような現状の中、国においては令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、同時に「こども基本法」が施行されました。また同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて非常に重要な進展がみられました。

本町においても、こどもたちのために何がもっと良いことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、令和7年3月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行いました。

今回、「第2期大野町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を引き継ぎながら、こどもや子育て当事者に関する様々な計画を包含する「大野町こども計画」を策定しました。この計画に基づき、令和7年4月には「大野町こども家庭センター」を設置し、こどもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育など多方面から継続して一体的な支援を行うよう体制を整備し、「子育てをするなら大野町」と選ばれるまちづくりを進めてまいります。

最後に、計画策定にあたり貴重なご意見をいただきました、大野町子ども・子育て会議委員をはじめ、多くの住民のみなさまや各関係機関の方々にご協力をいただいたことを、心から感謝を申し上げます。

令和7年3月



大野町長 宇佐美 晃三

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 制度改正の動向	2
3 計画の位置付け	4
4 計画策定の経過	6
5 計画の期間	6
 第2章 大野町のこども・子育てを取り巻く現状・課題.....	 7
1 社会的な状況	7
2 認定こども園の状況	13
3 その他の状況	14
4 子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析	17
5 現状と課題	34
 第3章 計画の基本的な考え方.....	 36
1 基本理念	36
2 計画の視点	37
3 基本目標	39
4 計画の体系	41
 第4章 施策の展開.....	 42
1 未来を担うこどもたちを育てます	42
2 すべてのこどもの成長を支える環境を整備します	45
3 地域における子育て支援体制を充実します	47
4 仕事と子育ての両立を支援します	49
5 こどもの貧困対策を推進します	51
6 母子保健・医療支援を充実します	53
7 こども・若者への支援を充実します	55

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の 見込み確保方策.....	57
1 量の見込みと確保方策の考え方	57
2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	60
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項	63
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	64
 第6章 計画の推進体制.....	 81
1 施策の実施状況の点検	81
2 国・県等との連携	81
 資料編	 82
1 大野町子ども・子育て会議条例	82
2 策定経過	84
3 大野町子ども・子育て会議委員名簿	85
4 用語集	86

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

近年、我が国のこどもたちを取り巻く社会環境は大きな変化を迎えています。少子高齢化や核家族化がますます進行し、家族のあり方が変わりつつあります。また、ライフスタイルや価値観が多様化し、こどもや子育て家庭のニーズも複雑化しています。社会環境・生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化などの社会問題が大きな課題となってきています。さらに、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年4月には「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には「こども基本法」の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要な進展がみられました。

このような国の動向、法律の改正等を踏まえながら、今後も子育て世代の不安や悩みを解消し、子育てに生きがいや楽しさを感じられるよう、行政だけでなく地域全体で子育て支援ができる環境の整備や体制の充実を進めていく必要があります。

(2) 計画策定の目的

本町においては、子ども・子育て支援法に基づき令和2年3月に策定した「第2期大野町子ども・子育て支援事業計画」によって親、地域、行政がそれぞれの役割を認識するとともに、支え合いのなかでこどもと子育て家庭を見守り育てていくまちづくりを推進してきました。この計画が令和6年度末をもって終了することから、町民に対して子育て支援のニーズ調査を実施し本町の現状や課題を分析整理した上で、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「大野町こども計画（第3期大野町子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。本計画に基づいた事業を計画的に進め、一人ひとりのこどもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することをめざします。

2 制度改正の動向

(1) 子ども・子育て支援新制度

- ・平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立。
- ・平成27年4月から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした子ども・子育て支援新制度を開始。
- ・令和元年10月に子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を開始。

(2) こども・若者支援

- ・平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に「子ども・若者ビジョン」を策定。
- ・平成28年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定。
- ・令和3年4月に第3次となる大綱を策定。改定後の大綱では「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」「子供・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の5つの基本方針が掲げられた。

(3) こどもの貧困対策

- ・平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定。
- ・令和元年6月に同法が改正。令和元年11月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や支援が届いていない、または届きにくいこども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記された。
- ・子どもの貧困対策法の改正案（こどもの貧困の解消に向けた対策推進法）が令和6年6月19日、参議院本会議で可決、成立。

(4) 児童福祉法の改正

- ・令和4年6月に児童福祉法を改正。一部を除き、令和6年4月から施行。
この改正では、区市町村において子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることや、一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化などの内容が盛り込まれた。

(5) こども基本法の成立

- ・令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月から施行。
- ・同法は日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、こども施策を総合的に推進することを目的としています。全てのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられている。

[こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】]

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの。
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化。

(6) こども家庭庁の創設

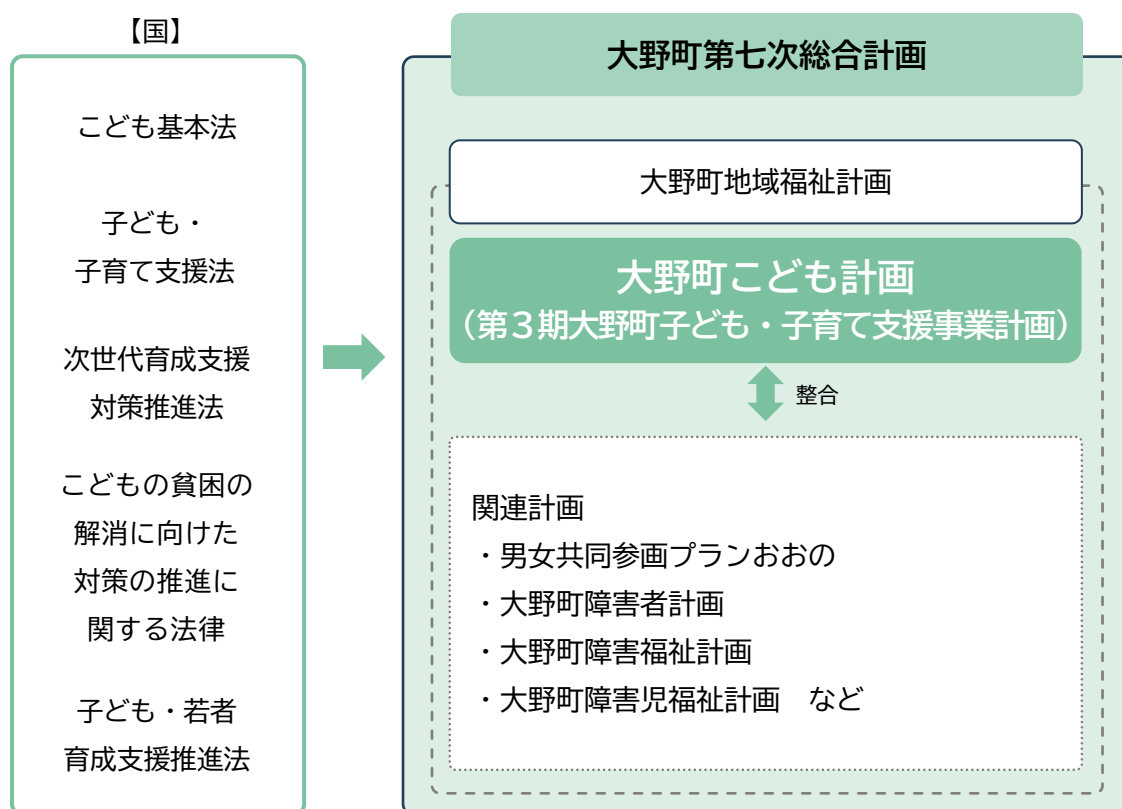
- ・令和4年6月に「こども家庭庁設置法」が「こども基本法」と同時に成立。
- ・令和5年4月に法が施行されるとともに、内閣総理大臣の直属の機関として内閣府の外局にこども家庭庁を設置。
- ・こども家庭庁は、こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取り組みを行うとともに、新規の政策課題に取り組むこととされている。また、これまで別々に担われてきた司令塔機能がこども家庭庁に一本化された。

3 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、大野町のこども・子育て支援に関する総合的な計画で、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困対策推進計画」、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。

町の最上位計画である「大野町第七次総合計画」をはじめ、「大野町地域福祉計画」「男女共同参画プランおおの」「大野町障害者計画・大野町障害福祉計画・大野町障害児福祉計画」等の福祉関連計画等と整合性を図りながら策定したものです。また、大野町第六次総合計画の後期計画（2020年4月～）では、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえていることから、大野町こども計画（第3期大野町子ども・子育て支援事業計画）についてもSDGsの目標を関連付けていきます。



(2) SDGsの視点の導入

① SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

■SDGsの17の目標



② 本計画において対象とするSDGsの目標・ターゲット

本町では、第七次総合計画において、リーディングプロジェクトとSDGsとの結びつきを整理することで、特に注力すべき政策課題の明確化や、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握により、地域課題の解決を一層促進することとしています。大野町第七次総合計画基本計画の「安全・安心分野」で掲げられた施策のうち、本計画で関連すると考えられるSDGsの目標を抽出し、下表に示します。

■本計画で関連すると考えられるSDGsの目標

子育て支援事業計画関連目標					
	<u>貧困をなくそう</u>		<u>すべての人に健康と福祉を</u>		<u>質の高い教育をみんなに</u>
	<u>ジェンダー平等を実現しよう</u>		<u>人や国の不平等をなくそう</u>		<u>住み続けられるまちづくりを</u>
	<u>平和と公正をすべての人に</u>				

4 計画策定の経過

(1) 町民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、町内在住の0～5歳就学前児童、小学校就学児童の保護者、中学生本人、高校生本人を対象として「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 「子ども・子育て会議」での審議

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、町における子ども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、町内の認定こども園に通うこどもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「大野町子ども・子育て会議」にて、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の案を町役場等の窓口やホームページで公開し、広く町民の方々から意見を募りました。

5 計画の期間

本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

計画期間						
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	大野町こども計画 (第3期大野町子ども・子育て支援事業計画)					次期計画
			見直し			

第2章

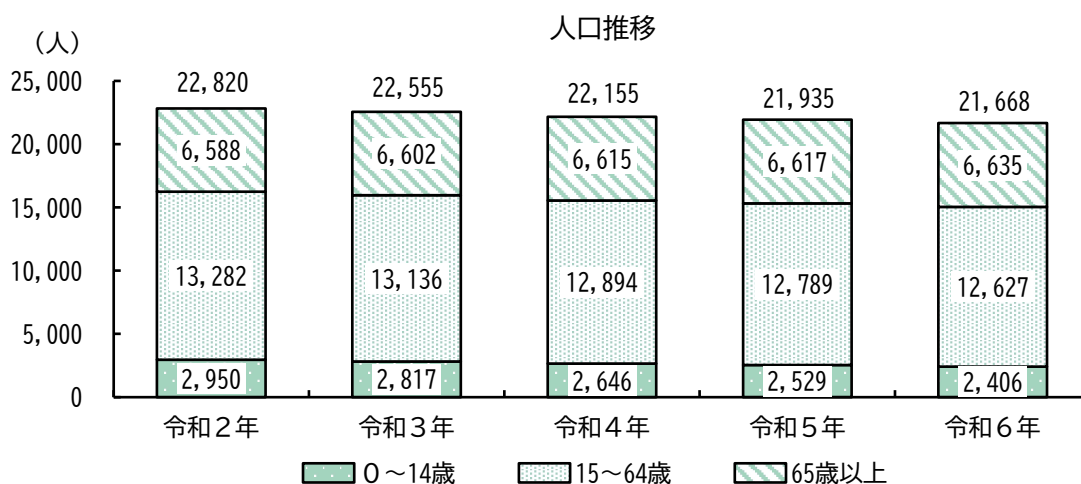
大野町のこども・子育てを取り巻く 現状・課題

1 社会的な状況

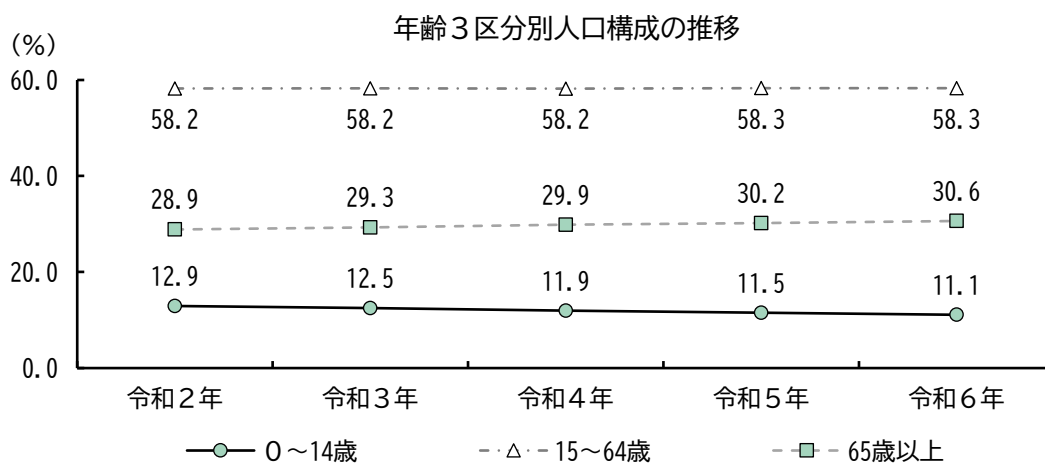
(1) 人口推計

本町の人口推移をみると、総人口は年々減少しており、令和6年4月1日現在で21,668人となっています。

年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14歳と15～64歳の割合は年々減少しており、65歳以上の割合は年々増加しています。



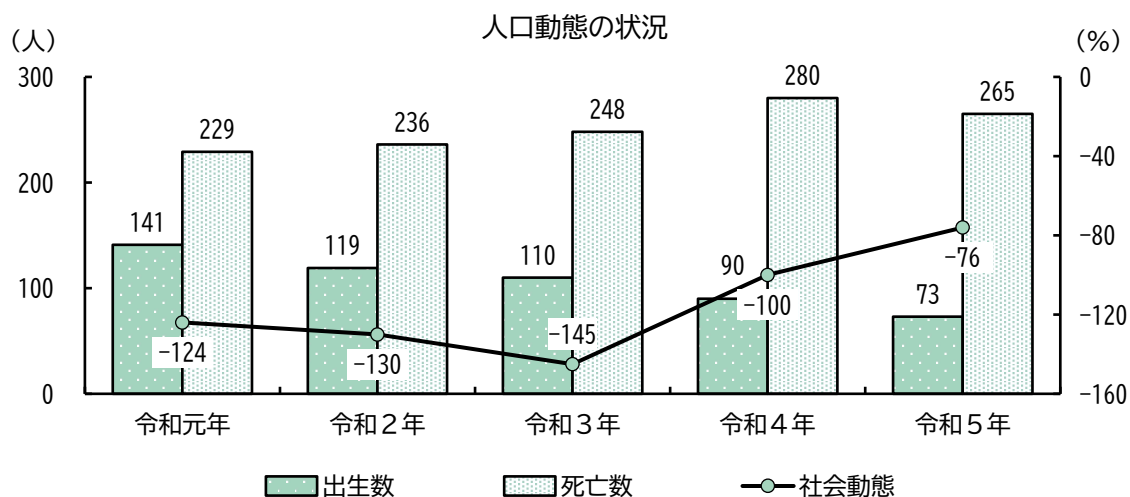
資料：住民基本台帳 各年4月1日現在



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

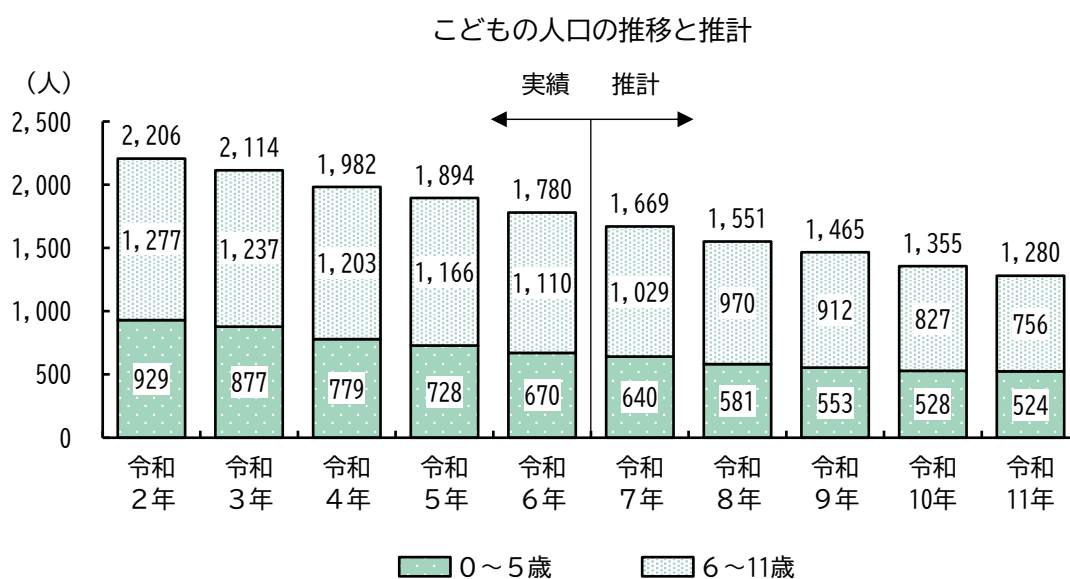
(2) 人口動態の状況

本町の人口動態をみると、出生数は年々減少しているものの、死亡数は増加傾向となっています。また、社会動態は転出者が転入者を上回る状態となっています。



(3) こどもの人口の推移と推計

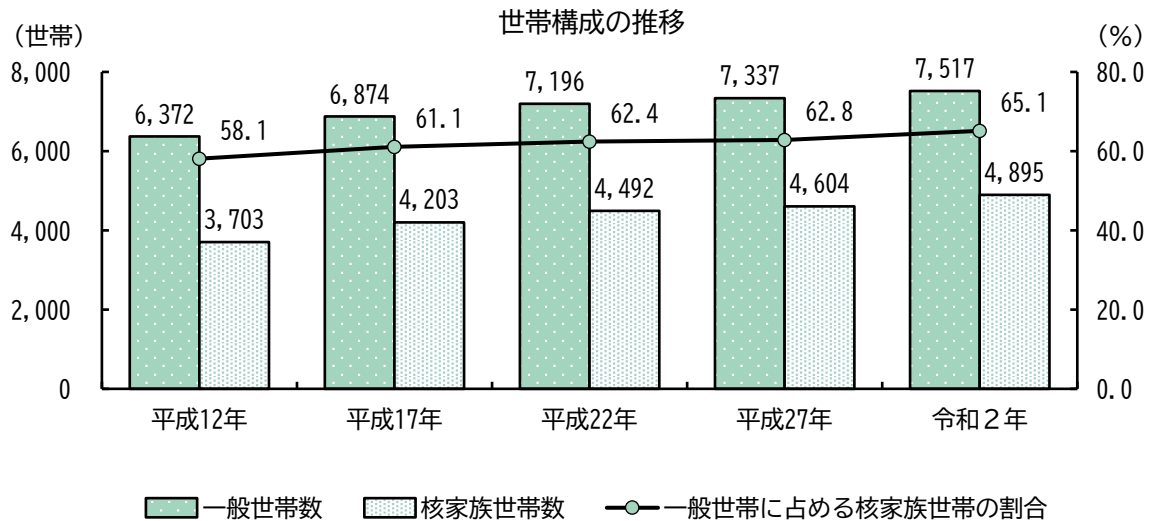
12歳未満のこどもの人口をみると、年々減少しており、令和7年以降も減少していくものと見込まれています。



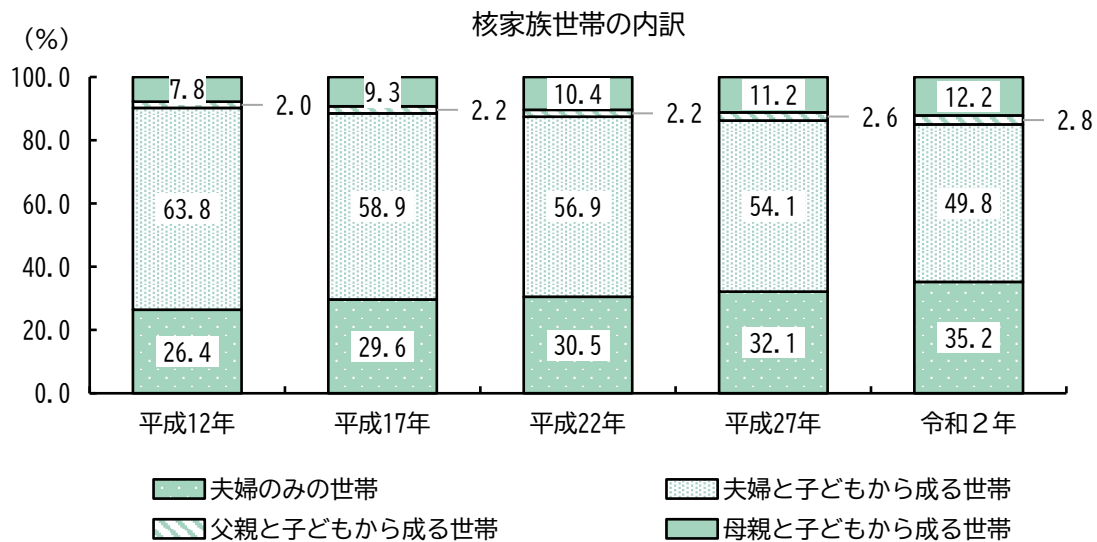
(4) 世帯の状況

本町の世帯の状況をみると、一般世帯数は年々増加していますが、そのうち核家族世帯数は一般世帯数に占める割合が6割を超えています。

核家族世帯数の内訳をみると、夫婦のみの世帯、父子・母子家庭の割合が上昇しています。



資料：国勢調査

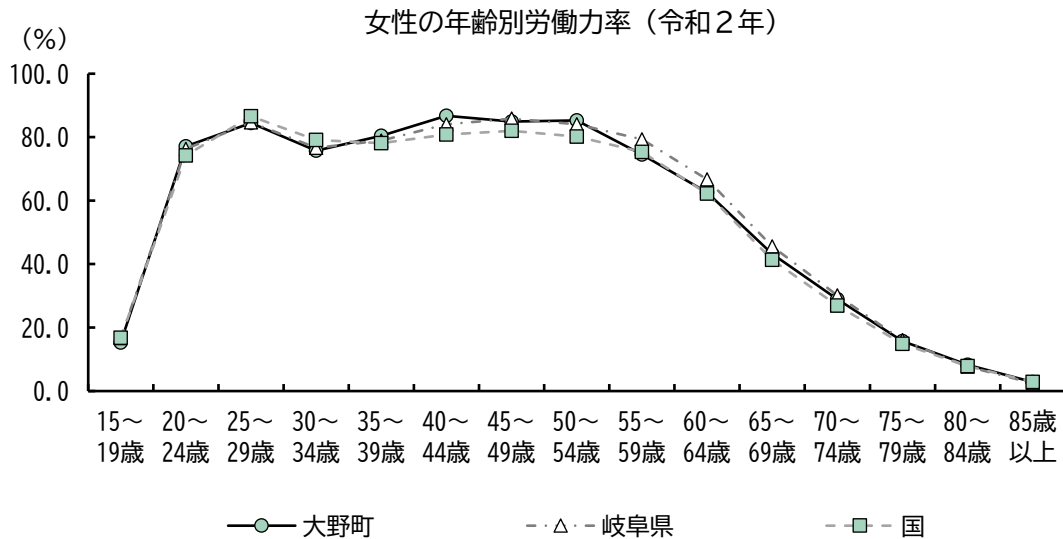


資料：国勢調査

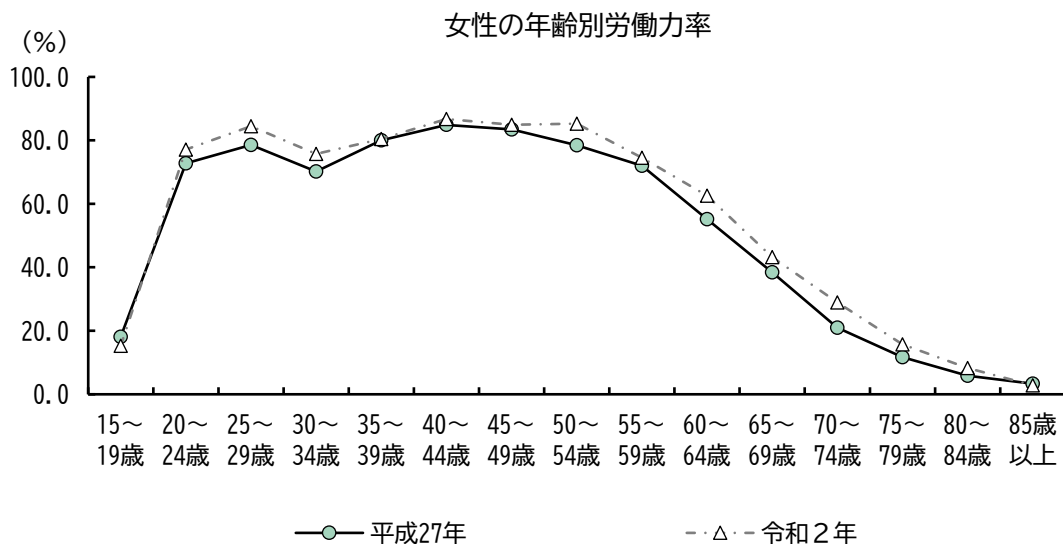
(5) 女性の労働状況

本町の女性の年齢別労働力率は、国や県に比べると35～44歳の労働力率が上昇しています。

また、女性の年齢別労働力率は、平成27年に比べると令和2年では15～19歳、85歳以上を除いた全ての年代で労働力率が上昇しています。



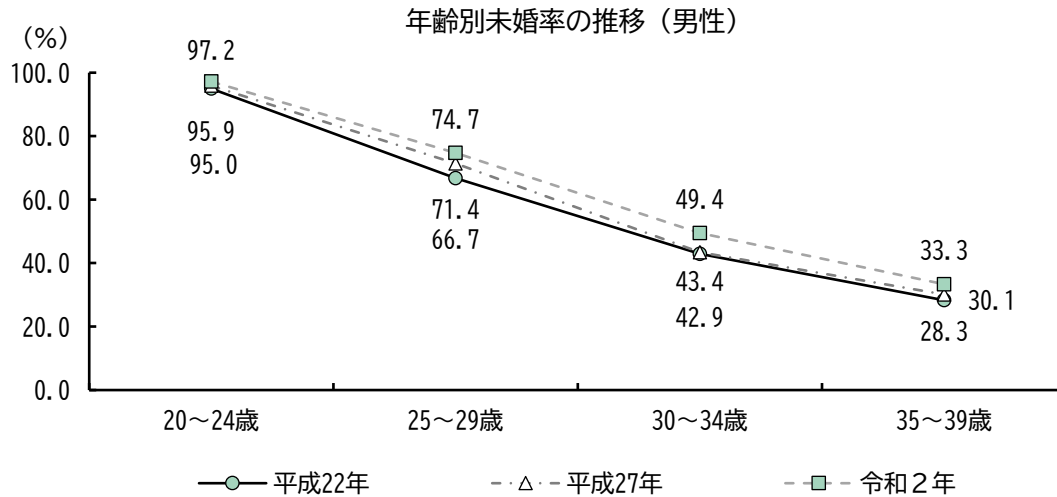
資料：国勢調査



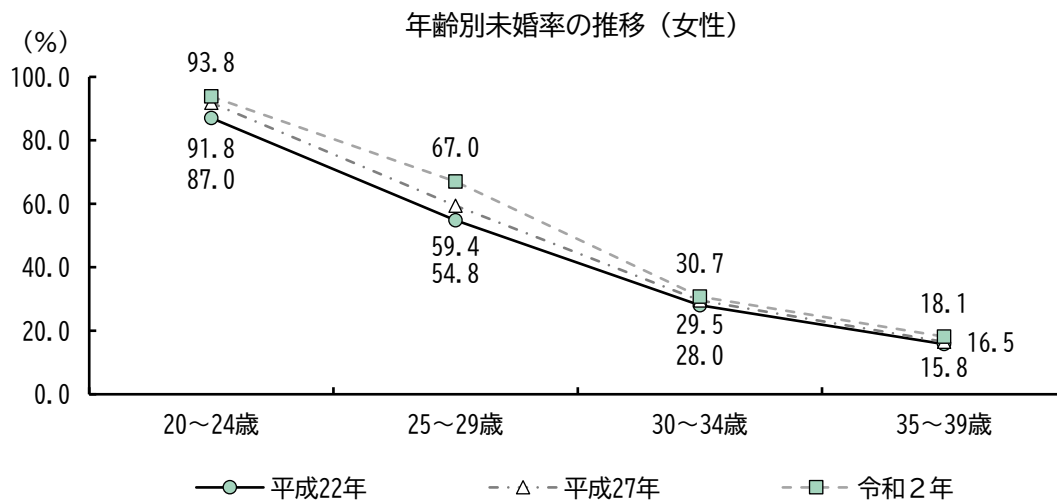
資料：国勢調査

(6) 未婚の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、男女ともに30歳代の未婚率が年々高くなっています。特に30歳代前半で、令和2年の未婚率は男性で約5割、女性でも約3割となっており、晩婚化の特徴が顕著に出ています。



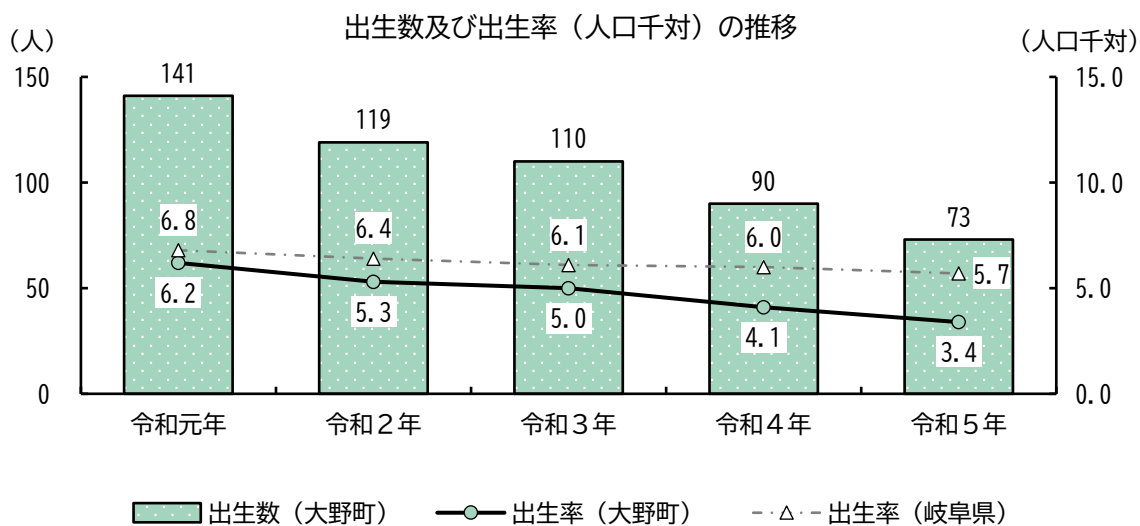
資料：国勢調査



資料：国勢調査

(7) 出生の動向

本町の出生の動向をみると、出生率は県に比べ低く推移し、令和5年は2.3ポイント下回っています。

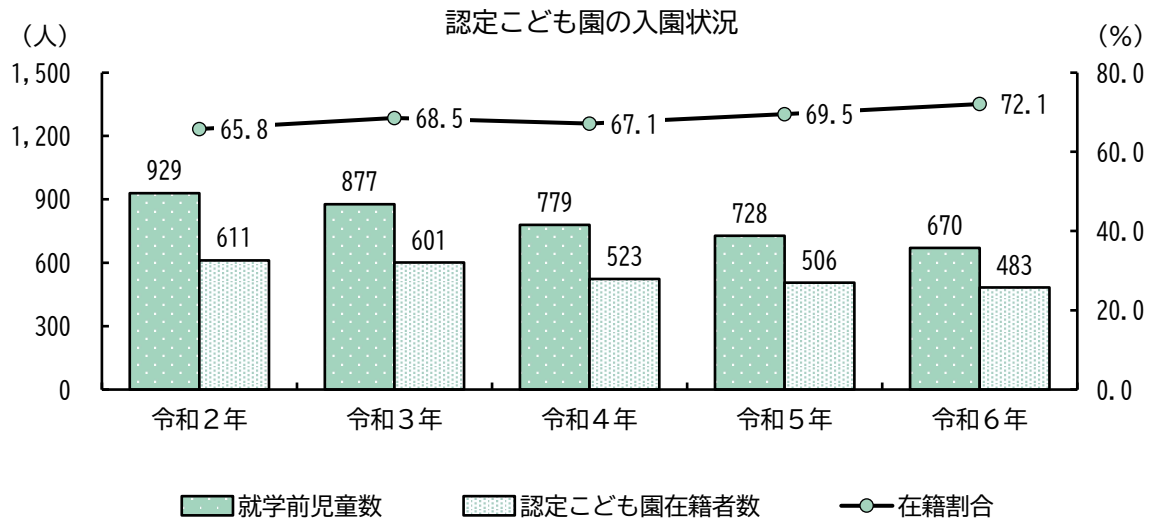


資料：岐阜県人口動態統計調査

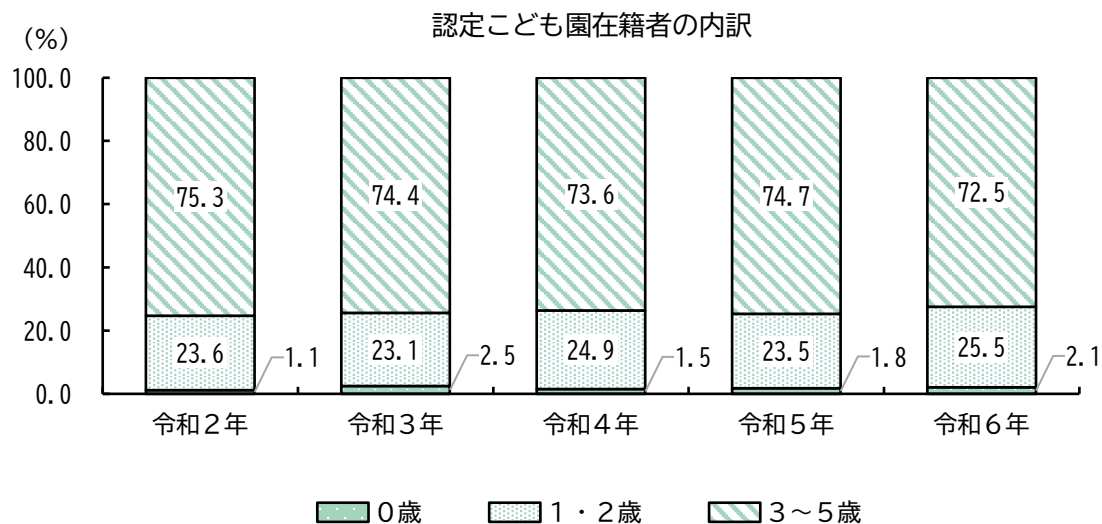
2 認定こども園の状況

(1) 認定こども園の入園状況

認定こども園在籍者数は年々減少しており、就学前児童に占める在籍割合は令和2年以降増加傾向となっています。さらに、在籍者の内訳をみると0歳児の占める割合が増加傾向にあり、0歳から認定こども園に預けている家庭が増えている状況がうかがえます。



資料：大野町子育て支援課 各年4月1日現在

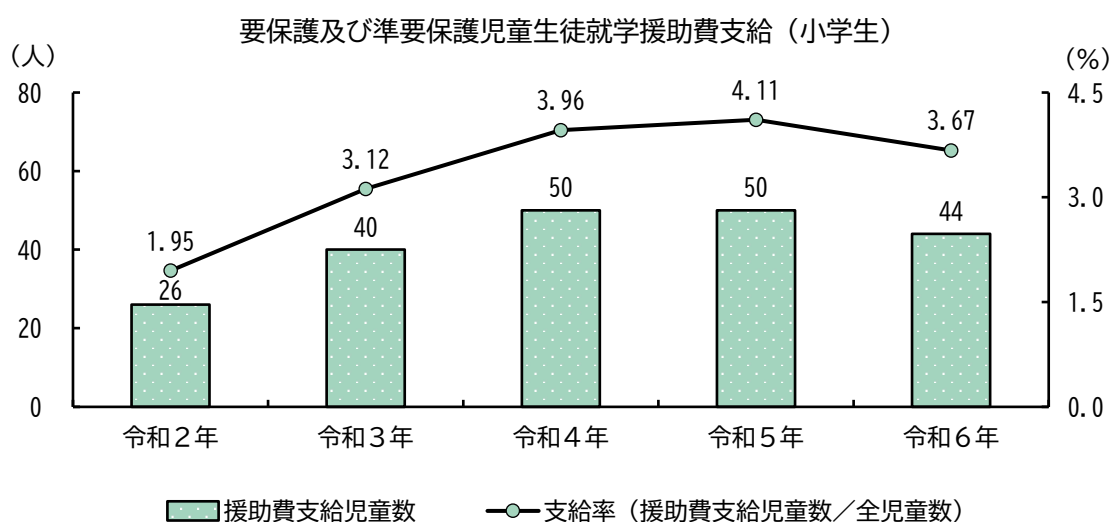


資料：大野町子育て支援課 各年4月1日現在

3 その他の状況

(1) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給（小学生）

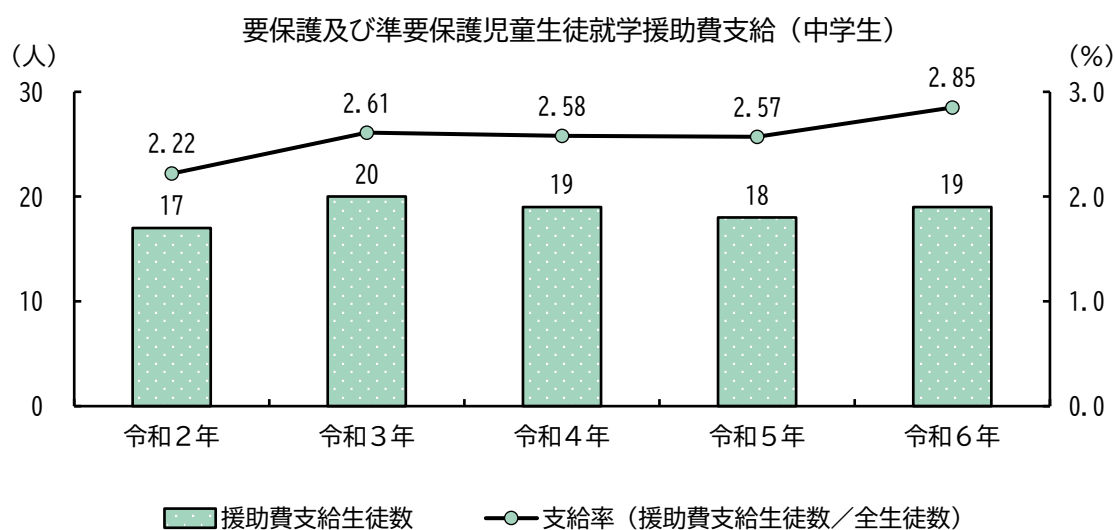
本町の小学生における要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給は、令和5年以降減少しており、令和6年で援助費支給児童数は44人、支給率は3.67%となっています。



資料：学校教育課 各年3月31日現在

(2) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給（中学生）

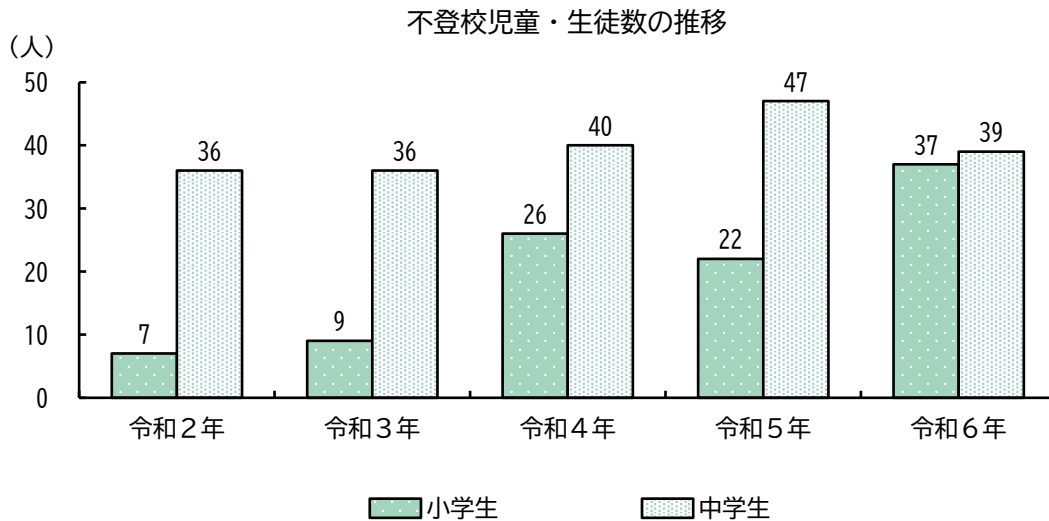
本町の中学生における要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給は、増減を繰り返しており、令和6年で援助費支給児童数は19人、支給率は2.85%となっています。



資料：学校教育課 各年3月31日現在

(3) 不登校児童・生徒数の推移

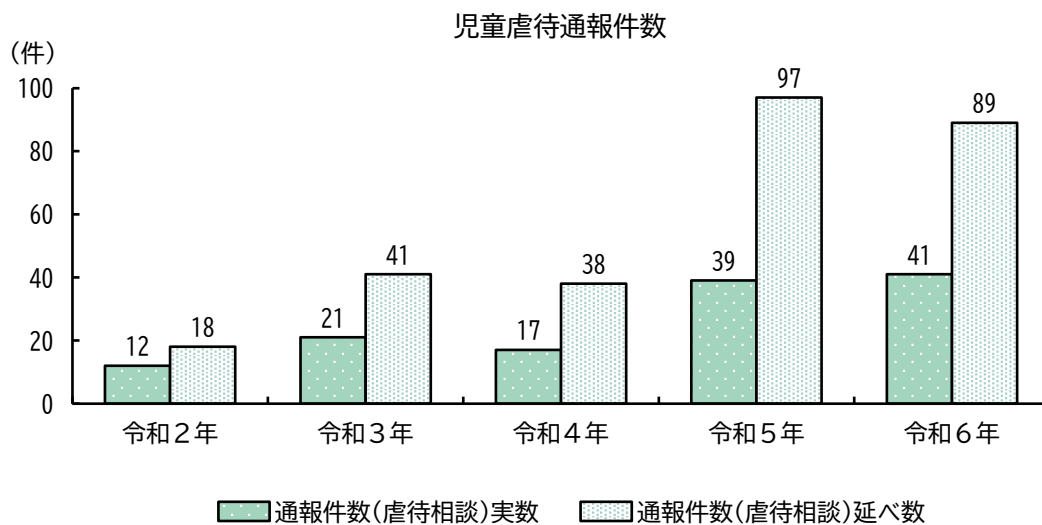
本町の不登校児童・生徒数は増減を繰り返しており、令和6年で小学生が37人、中学生は39人となっています。



資料：学校教育課 各年3月31日現在

(4) 児童虐待通報件数

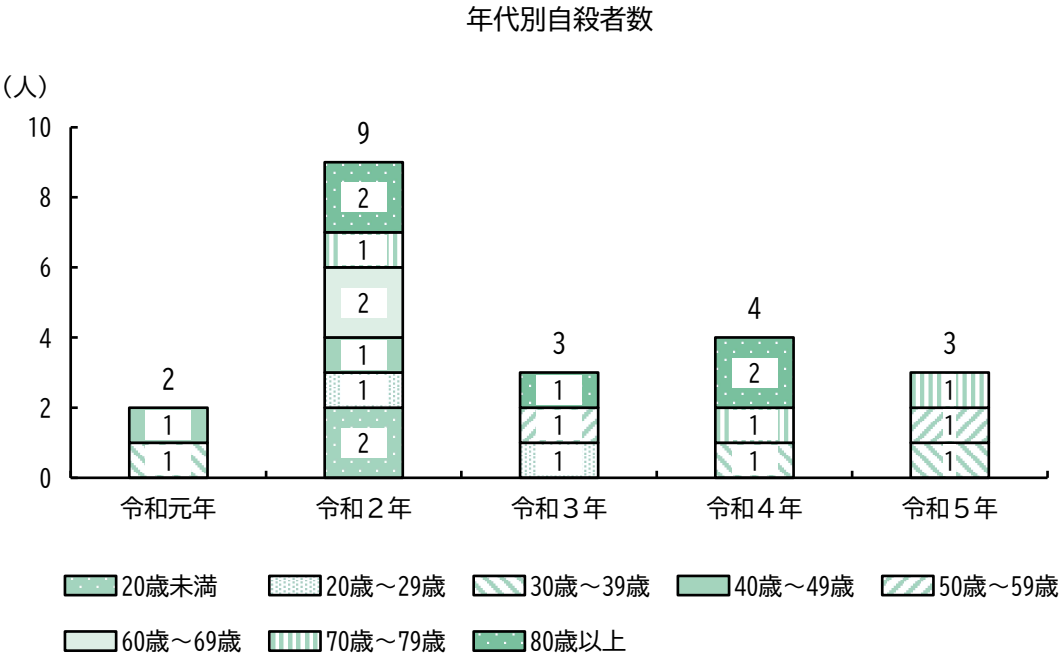
本町の児童虐待通報件数は増加傾向にあり、令和6年に通報件数(虐待相談)実数は41人、通報件数(虐待相談)延べ人数は89人となっています。



資料：大野町子育て支援課 各年3月31日現在

(5) 年代別自殺者の状況

本町における自殺者は高齢者が多く増えておりますが、39歳以下で3割となっています。



資料：大野町保健センター 各年 12 月 31 日現在

4 子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は「大野町こども計画（第3期大野町子ども・子育て支援事業計画）（令和7年度～令和11年度）」の策定にあたり、町民の皆様の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、こどもと子育て世帯を取り巻く状況などを把握することを目的として実施したものです。

② 調査対象

調査の対象	調査対象者
就学前保護者	就学前児童長子の保護者
小学生保護者	小学生長子の保護者
中学生本人	中学生
高校生本人	高校生相当

③ 調査期間

令和5年12月11日～令和5年12月28日

④ 調査方法

就学前保護者、小学生保護者：学校、園による直接配布・郵送回収およびインターネット回答

中学生本人：学校による直接配布・直接回収

高校生本人：郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前保護者	552 通	315 通	57.1%
小学生保護者	851 通	459 通	53.6%
中学生本人	633 通	578 通	91.3%
高校生本人	742 通	256 通	34.5%

(2) お子さんご家庭の状況について

① 子育てを主に行っている人

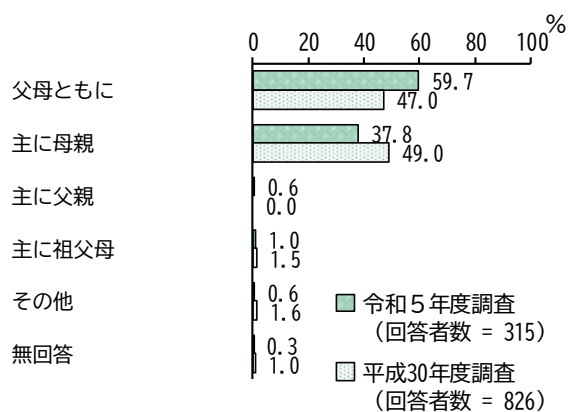
就学前保護者では、「父母ともに」の割合が59.7%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が37.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しています。一方、「主に母親」の割合が減少しています。

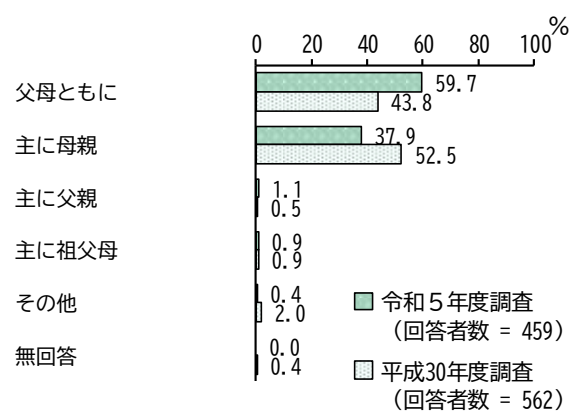
小学生保護者では、「父母ともに」の割合が59.7%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が37.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しています。一方、「主に母親」の割合が減少しています。

【就学前保護者】



【小学生保護者】



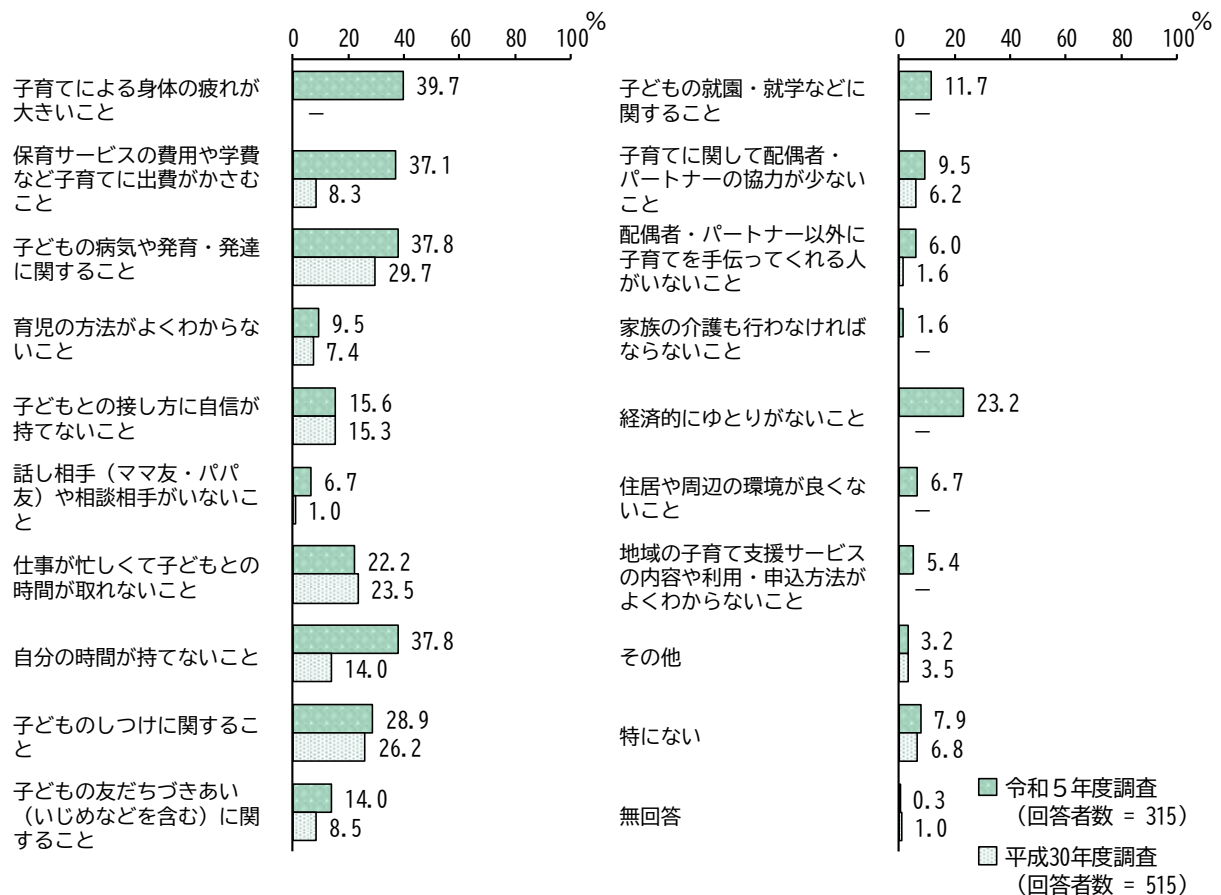
(3) こどもの育ちをめぐる環境について

① 子育てに関して日常悩んでいること、または気になること【就学前保護者】

就学前保護者では、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」の割合が39.7%と最も高く、次いで「子どもの病気や発育・発達に関すること」「自分の時間が持てないこと」の割合が37.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「保育サービスの費用や学費など子育てに出費がかさむこと」「子どもの病気や発育・発達に関すること」「話し相手（ママ友・パパ友）や相談相手がないこと」「自分の時間が持てないこと」「子どもの友だちづきあい（いじめなどを含む）に関すること」の割合が増加しています。

【就学前保護者】



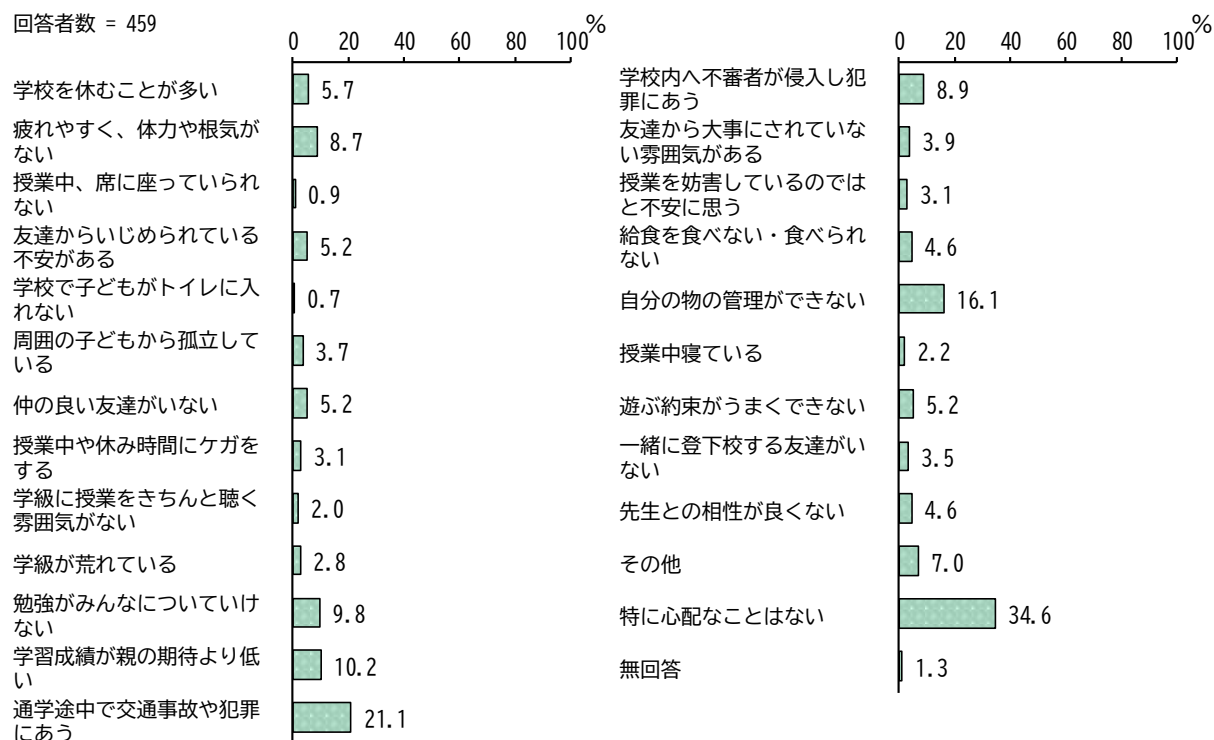
※ 前回調査では、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」「子どもの就園・就学などに関すること」「家族の介護も行わなければならないこと」「経済的にゆとりがないこと」「住居や周辺の環境が良くないこと」「地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよくわからないこと」の選択肢はありませんでした。

② 子どもの学校生活で心配なこと、また、実際には起こっていないけれども心配なこと【小学生保護者】

小学生保護者では、「特に心配なことはない」の割合が34.6%と最も高く、次いで「通学途中で交通事故や犯罪にあう」の割合が21.1%、「自分の物の管理ができない」の割合が16.1%となっています。

【小学生保護者】

回答者数 = 459



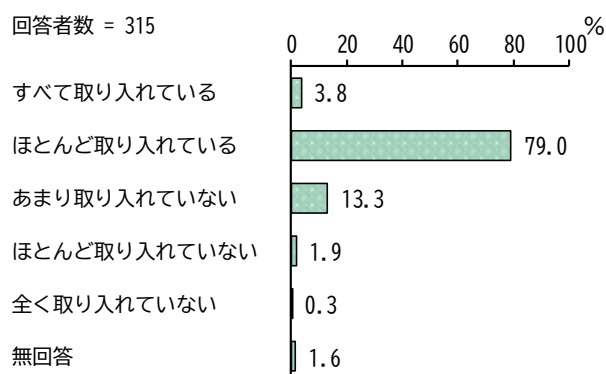
③ 子育てにおいてこどもの意見をどの程度とりいれているか

就学前保護者では、「ほとんど取り入れている」の割合が79.0%と最も高く、次いで「あまり取り入れていない」の割合が13.3%となっています。

小学生保護者では、「ほとんど取り入れている」の割合が86.1%と最も高くなっています。

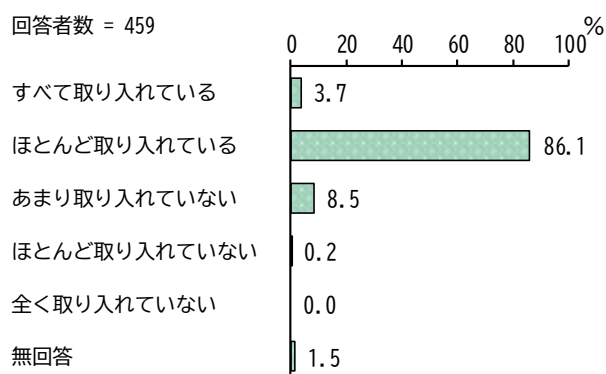
【就学前保護者】

回答者数 = 315



【小学生保護者】

回答者数 = 459



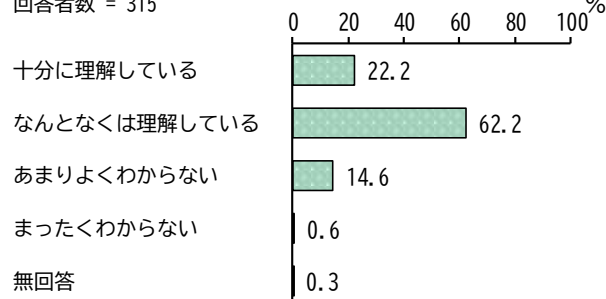
④ こどもの権利についての理解度

就学前保護者では、「なんとなくは理解している」の割合が62.2%と最も高く、次いで「十分に理解している」の割合が22.2%、「あまりよくわからない」の割合が14.6%となっています。

小学生保護者では、「なんとなくは理解している」の割合が68.0%と最も高く、次いで「十分に理解している」の割合が24.0%となっています。

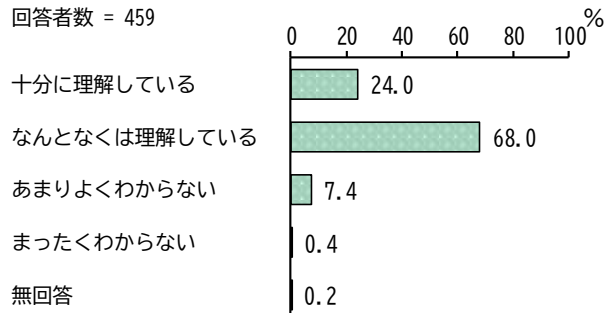
【就学前保護者】

回答者数 = 315



【小学生保護者】

回答者数 = 459



⑤ 子育てをする上で、必要だと思う周囲からのサポート

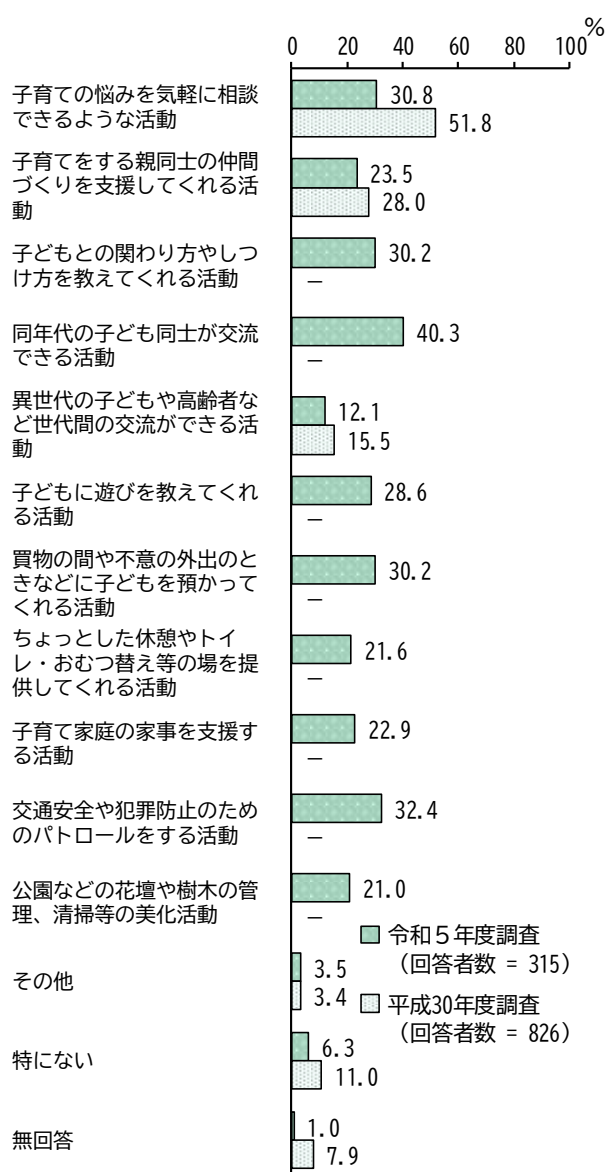
就学前保護者では、「同年代の子ども同士が交流できる活動」の割合が40.3%と最も高く、次いで「交通安全や犯罪防止のためのパトロールをする活動」の割合が32.4%、「子育ての悩みを気軽に相談できるような活動」の割合が30.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子育ての悩みを気軽に相談できるような活動」の割合が減少しています。

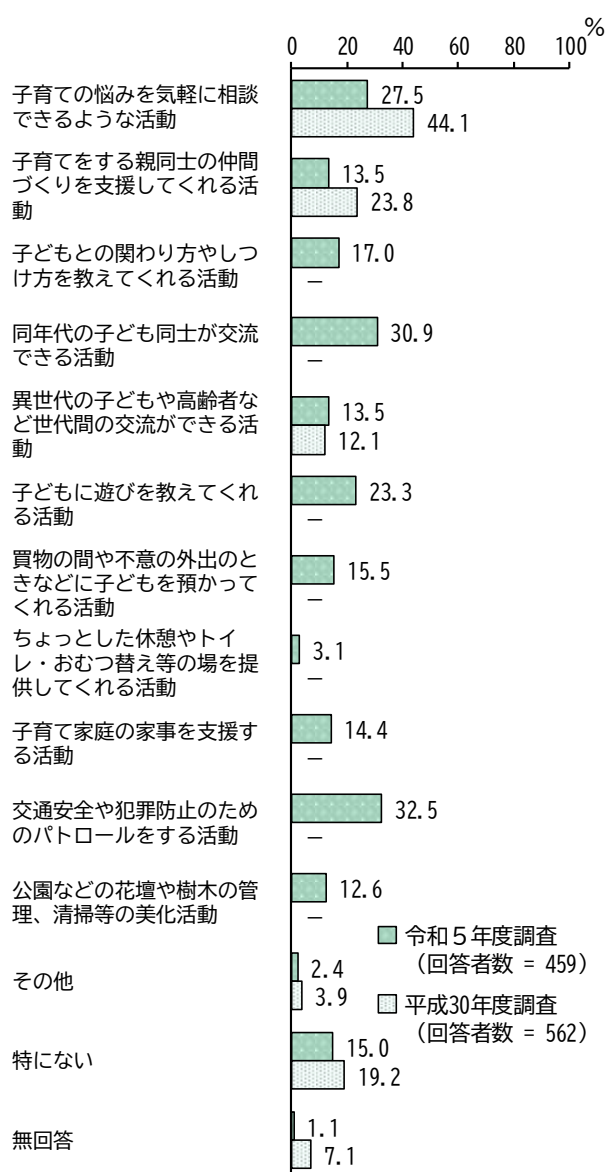
小学生保護者では、「交通安全や犯罪防止のためのパトロールをする活動」の割合が32.5%と最も高く、次いで「同年代の子ども同士が交流できる活動」の割合が30.9%、「子育ての悩みを気軽に相談できるような活動」の割合が27.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子育ての悩みを気軽に相談できるような活動」「子育てをする親同士の仲間づくりを支援してくれる活動」の割合が減少しています。

【就学前保護者】



【小学生保護者】



※ 前回調査では、「子どもとの関わり方やしつけ方を教えてくれる活動」「同年代の子ども同士が交流できる活動」「子どもに遊びを教えてくれる活動」「買物の間や不意の外出のときなどに子どもを預かってくれる活動」「ちょっとした休憩やトイレ・おむつ替え等の場を提供してくれる活動」「子育て家庭の家事を支援する活動」「交通安全や犯罪防止のためのパトロールをする活動」「公園などの花壇や樹木の管理、清掃等の美化活動」の選択肢はありませんでした。

(4) お子さんの保護者の就労・収入状況について

① 母親の就労状況

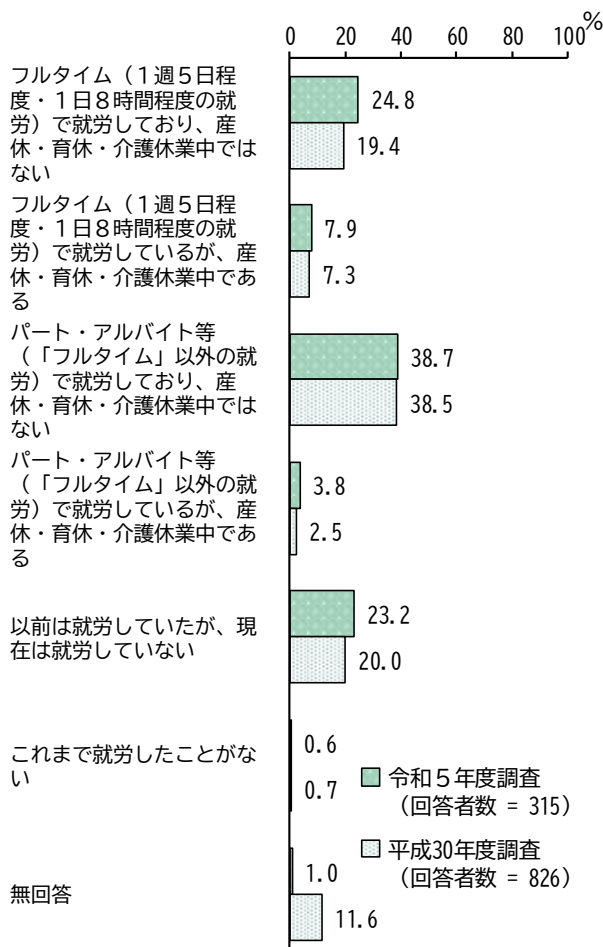
就学前保護者では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が38.7%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が23.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。

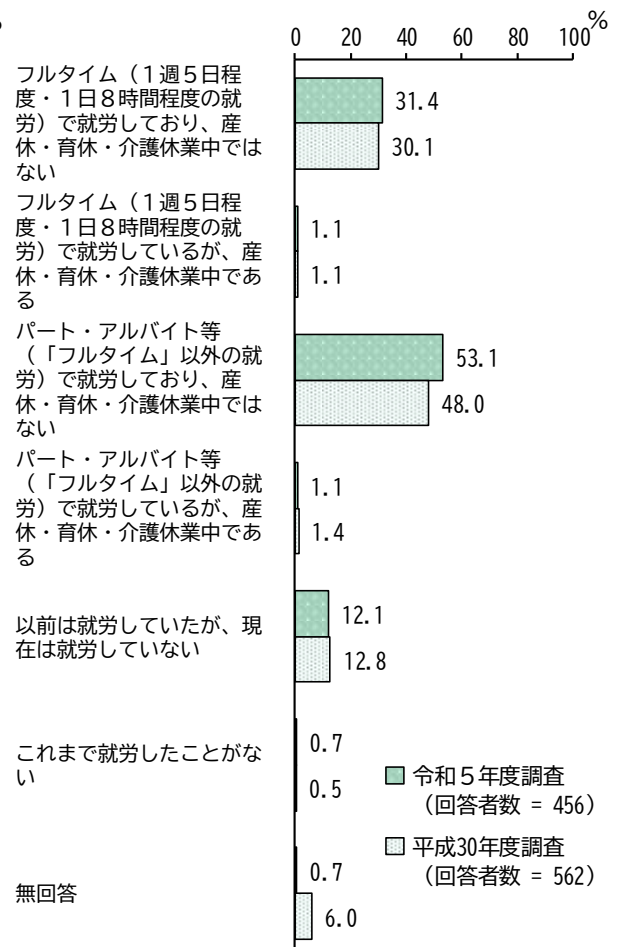
小学生保護者では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が53.1%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が31.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が12.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。

【就学前保護者】



【小学生保護者】



② 過去1年間に経済的理由により、家族が必要とする食材を買えないことがあったか

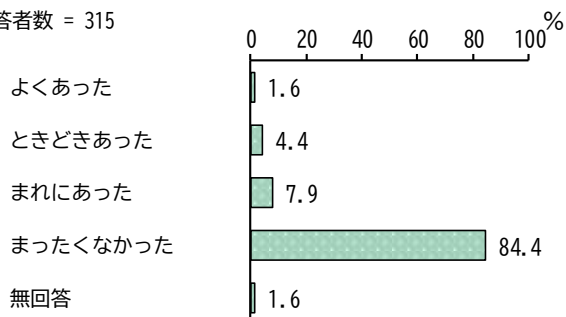
就学前保護者では、「まったくなかった」の割合が84.4%と最も高くなっています。

小学生保護者では、「まったくなかった」の割合が83.0%と最も高くなっています。

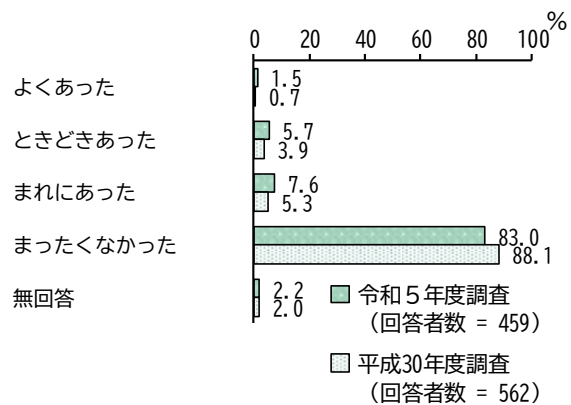
平成30年度調査と比較すると、「まったくなかった」の割合が減少しています。

【就学前保護者】

回答者数 = 315



【小学生保護者】



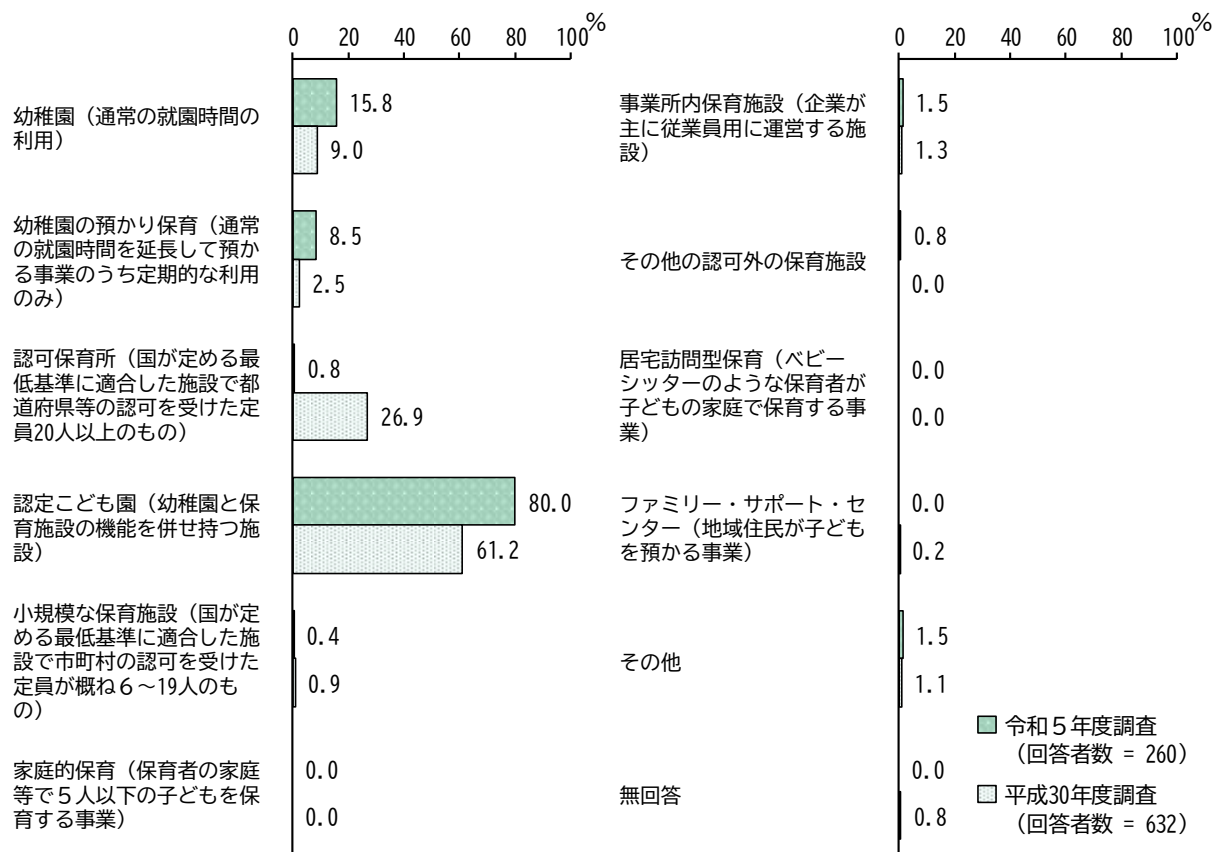
(5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日に「定期的に」利用している教育・保育事業【就学前保護者】

就学前保護者では、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が80.0%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が15.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が増加しています。一方、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が減少しています。

【就学前保護者】

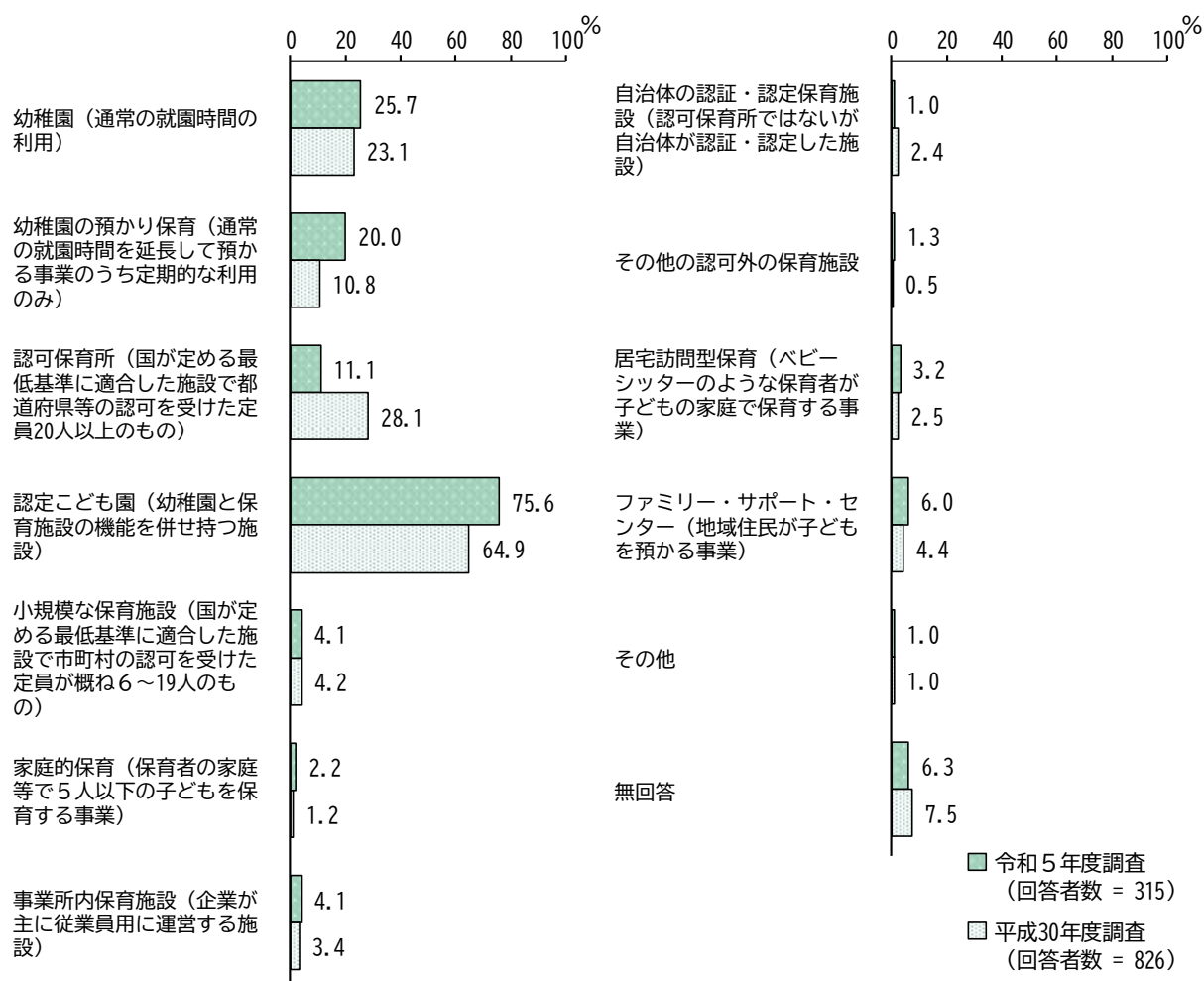


② 平日に「定期的に」利用したい教育・保育事業【就学前保護者】

就学前保護者では、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が75.6%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が25.7%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が20.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が増加しています。一方、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が減少しています。

【就学前保護者】



(6) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

① こどもを預ける場合、望ましいと思われる事業形態

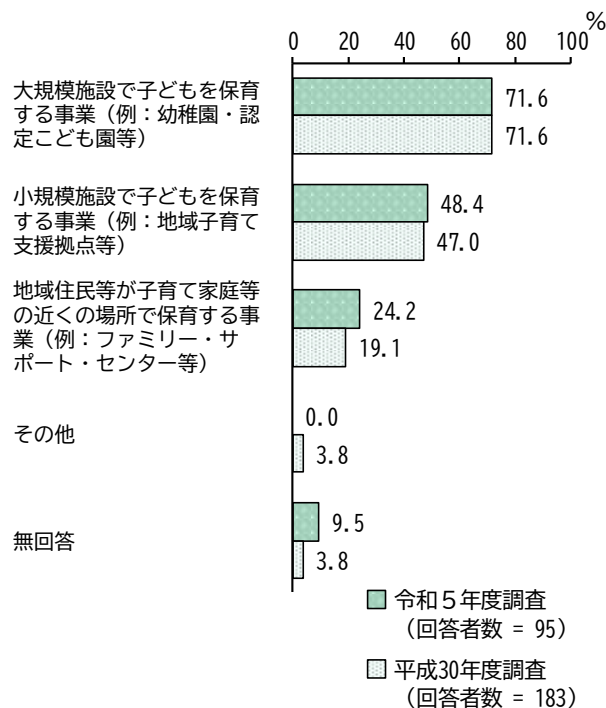
就学前保護者では、「大規模施設で子どもを保育する事業（例：幼稚園・認定こども園等）」の割合が71.6%と最も高く、次いで「小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等）」の割合が48.4%、「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等）」の割合が24.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等）」の割合が増加しています。

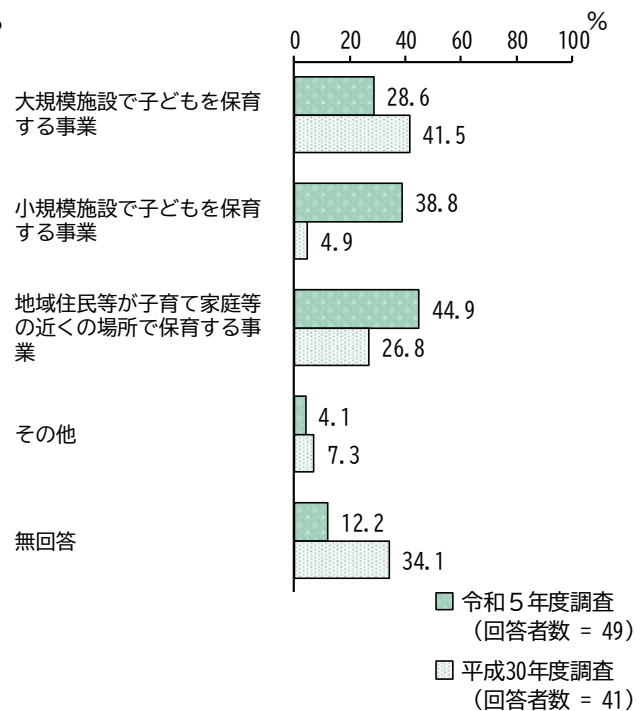
小学生保護者では、「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業」の割合が44.9%と最も高く、次いで「小規模施設で子どもを保育する事業」の割合が38.8%、「大規模施設で子どもを保育する事業」の割合が28.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「小規模施設で子どもを保育する事業」「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業」の割合が増加しています。一方、「大規模施設で子どもを保育する事業」の割合が減少しています。

【就学前保護者】



【小学生保護者】



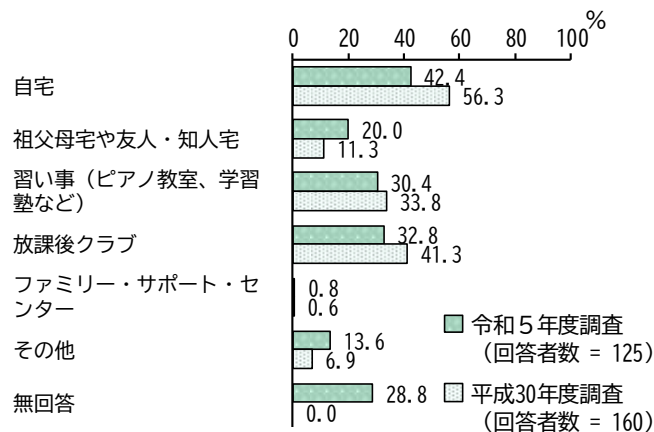
(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 小学校低学年（１～３年生）時に、放課後の時間を過ごさせたい場所 【就学前保護者】

就学前保護者では、「自宅」の割合が42.4%と最も高く、次いで「放課後クラブ」の割合が32.8%、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」の割合が30.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が増加しています。一方、「自宅」「放課後クラブ」の割合が減少しています。

【就学前保護者】



(8) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況【就学前保護者】

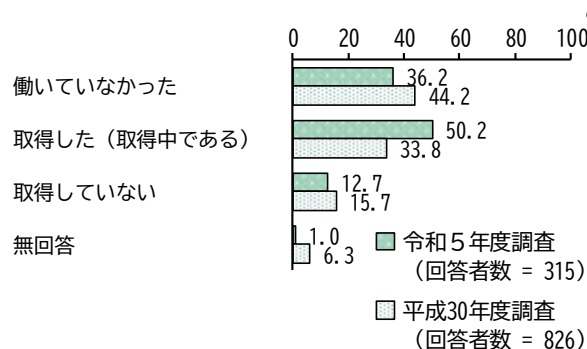
母親では、「取得した（取得中である）」の割合が50.2%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が36.2%、「取得していない」の割合が12.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

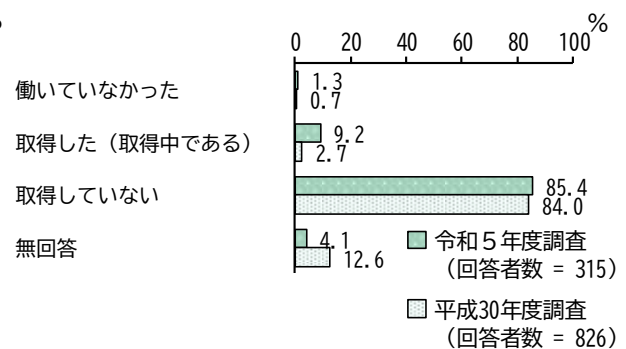
父親では、「取得していない」の割合が85.4%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。

【母親】



【父親】

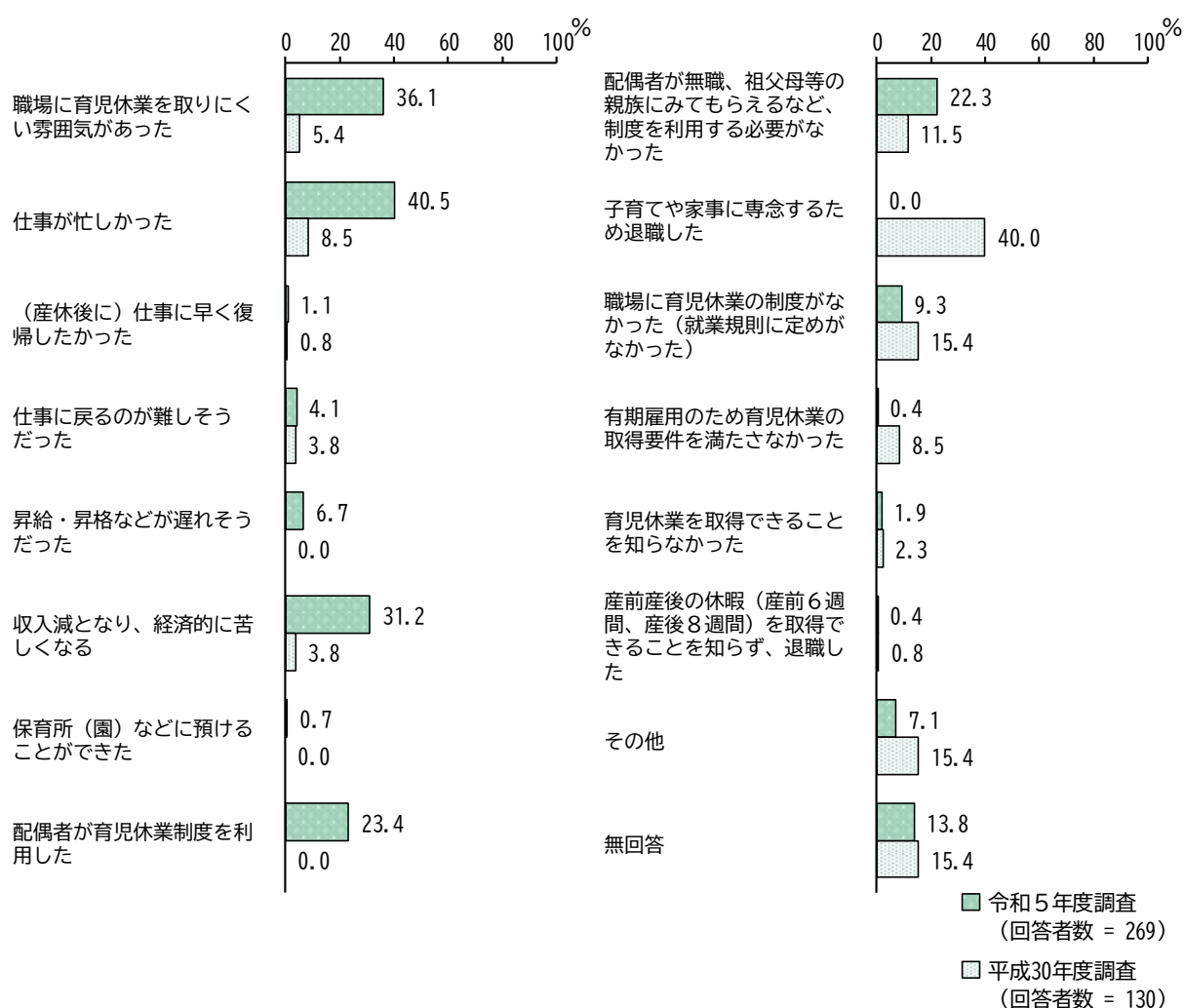


② 父親が育児休業を取得していない理由【就学前保護者】

就学前保護者では、「仕事が忙しかった」の割合が40.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が36.1%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が31.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「昇給・昇格などが遅れそうだった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が育児休業制度を利用した」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が増加しています。一方、「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が減少しています。

【就学前保護者】

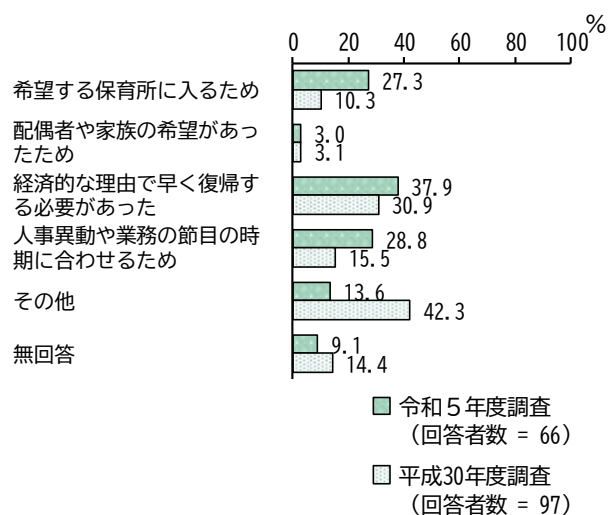


③ 母親が希望より早く職場復帰をした理由【就学前保護者】

就学前保護者では、「経済的な理由で早く復帰する必要があった」の割合が37.9%と最も高く、次いで「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」の割合が28.8%、「希望する保育所に入るため」の割合が27.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「希望する保育所に入るため」「経済的な理由で早く復帰する必要があった」「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」の割合が増加しています。

【就学前保護者】



(9) 大野町について

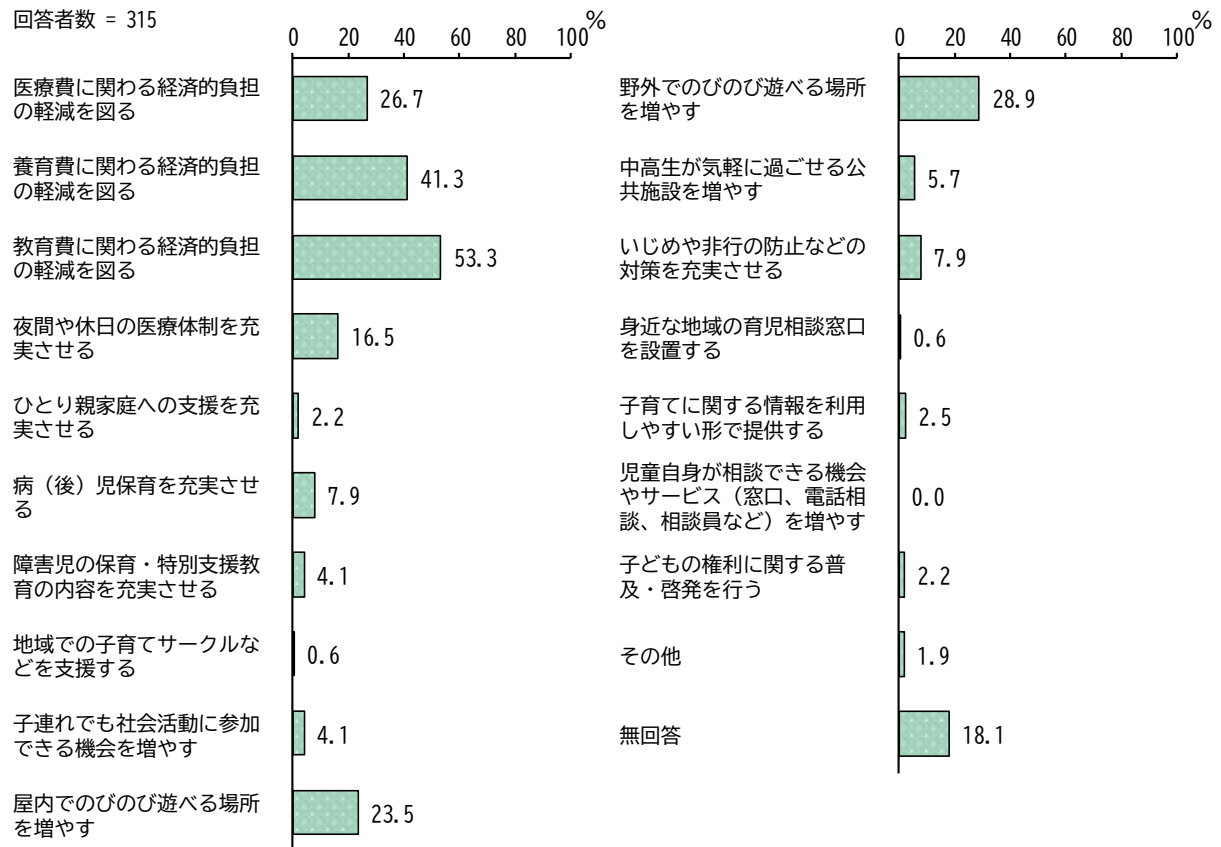
① 今後、こどもを安心して産み育てられる環境をつくっていくために、町に期待すること

就学前保護者では、「教育費に関わる経済的負担の軽減を図る」の割合が53.3%と最も高く、次いで「養育費に関わる経済的負担の軽減を図る」の割合が41.3%、「野外でのびのび遊べる場所を増やす」の割合が28.9%となっています。

小学生保護者では、「教育費に関わる経済的負担の軽減を図る」の割合が59.9%と最も高く、次いで「医療費に関わる経済的負担の軽減を図る」の割合が35.7%、「養育費に関わる経済的負担の軽減を図る」の割合が35.5%となっています。

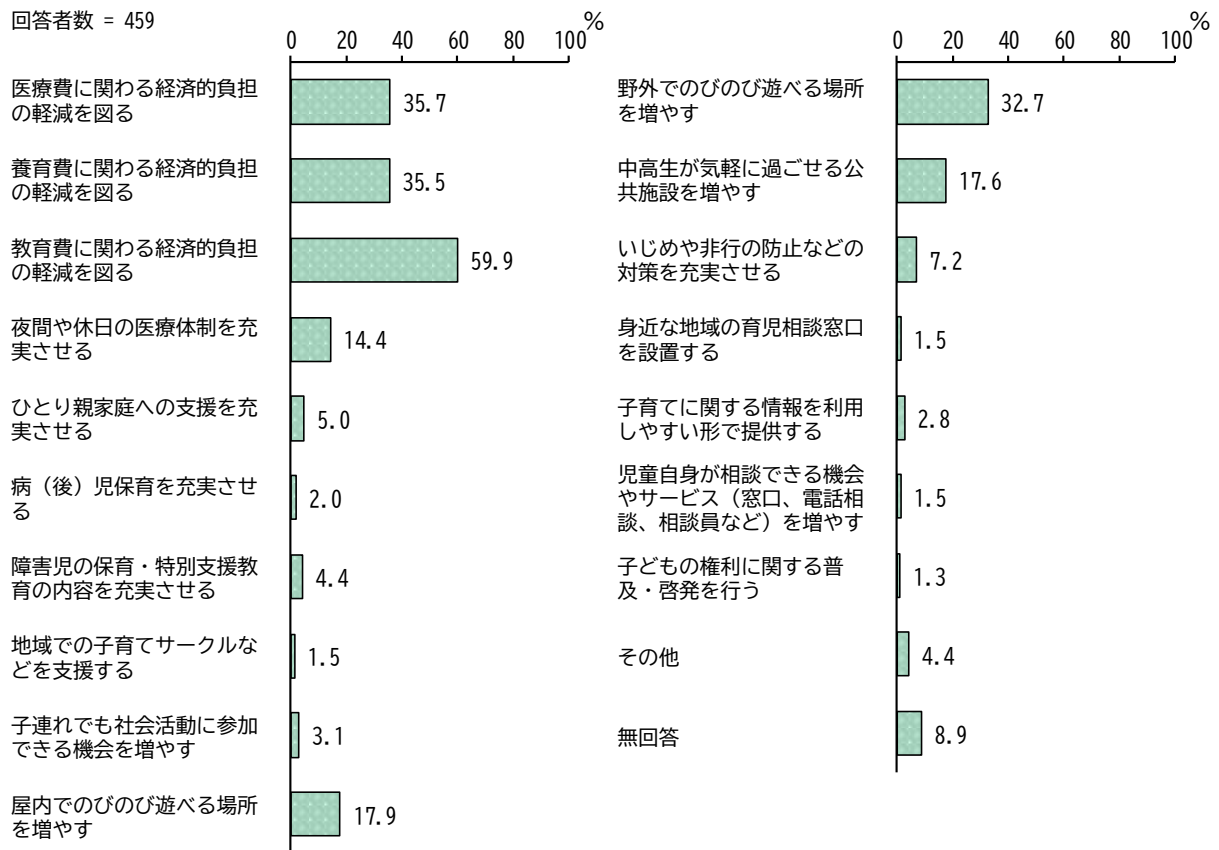
【就学前保護者】

回答者数 = 315



【小学生保護者】

回答者数 = 459



(10) ふだんの生活について

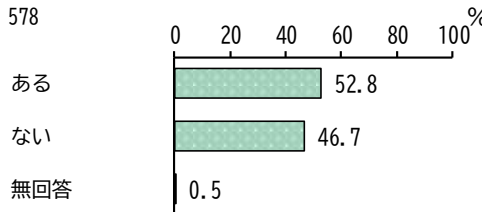
① 1か月ぐらいの間に、ストレス（不安や悩みなど）を感じたことの有無

中学生では、「ある」の割合が52.8%、「ない」の割合が46.7%となっています。

高校生では、「ある」の割合が63.3%、「ない」の割合が36.7%となっています。

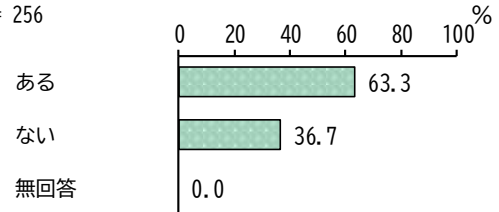
【中学生】

回答者数 = 578



【高校生】

回答者数 = 256



(11) 将来に関する考え方について

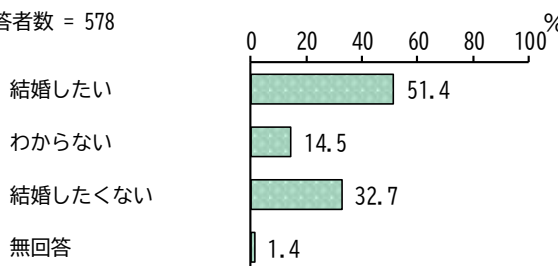
① 将来、結婚をしたいか

中学生では、「結婚したい」の割合が51.4%と最も高く、次いで「結婚したくない」の割合が32.7%、「わからない」の割合が14.5%となっています。

高校生では、「結婚したい」の割合が57.4%と最も高く、次いで「わからない」の割合が31.6%、「結婚したくない」の割合が10.5%となっています。

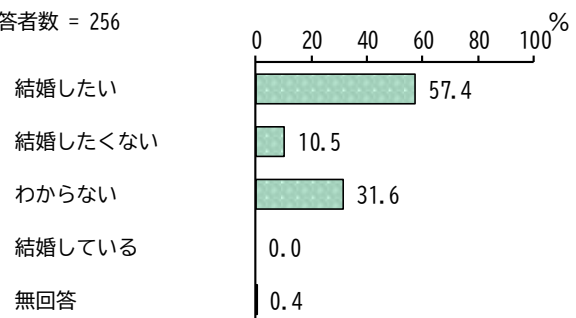
【中学生】

回答者数 = 578



【高校生】

回答者数 = 256



5 現状と課題

(1) 教育・保育体制についての課題

認定こども園の在籍者数は減少傾向にあるものの、就学前児童に占める在籍者の割合は増加傾向にあることから、認定こども園のニーズは高まっている状況にあると言えます。平日の教育・保育事業の利用希望を尋ねたアンケート調査結果では、大多数の方は「認定こども園」(75.6%)と回答している一方、「幼稚園」(25.7%)と回答している方もおり、特に教育を希望している方が一定数いることがわかります。

こうした保護者のニーズを見極め、適切な事業の実施と提供体制の整備を行っていくことが重要です。

(2) 配慮が必要なこどもについての課題

統計調査では、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費を支給されている児童数が小学生・中学生ともに令和元年度に比べて増加している状況です（小学生は令和4年度から5年度にかけてやや減少しています）。また、不登校児童・生徒数や、児童虐待通報件数についても、令和4年度から5年度にかけて減少しているものの、令和元年度と比べると増加している状況です。

配慮が必要なこどもの状況や特性を正確に把握し、必要な支援を継続的に行っていくことで、すべてのこどもが健全に成長できる環境を整えていくことが必要です。

(3) こどもの居場所についての課題

アンケート調査によると、小学校低学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所として「放課後クラブ」を選択した就学前児童の保護者は32.8%となっており、平成30年度の調査時(41.3%)よりも減少しています。一方で、大野町での子育て全般について期待することを尋ねた質問では、就学前保護者の約2割(23.5%)が「屋内でのびのび遊べる場所を増やす」と回答しています。

放課後児童クラブの需要を正確に把握するとともに、放課後児童クラブ以外の施設や場所の整備も念頭に置きながら、放課後のこどもの居場所づくりを進めていくことが重要となります。

(4) 仕事と子育ての両立についての課題

本町の女性の労働状況は、全ての年代で平成27年度から増加傾向にあります。しかし、アンケート調査によると育児休業の取得率は女性で50.2%、男性で9.2%となっており、平成30年度から増加傾向にあるとはいえ、依然として十分な割合であるとはいえない状況となっています。

また、アンケート調査では就学前保護者の37.8%が「自分の時間が持てないこと」に、22.2%が「仕事が忙しくて子どもとの時間が取れないこと」に悩んでいるという結果が出ています。

希望する仕事と子育てのバランスが実現できるよう事業者等に周知・啓発することで、育児休業などの制度が利用しやすい環境を整備していくことが重要です。

(5) こどもの貧困についての課題

アンケート調査によると、経済的理由により家族が必要とする食材を変えないことが「よくあった」あるいは「ときどきあった」と回答した方は、就学前保護者で6.0%、小学生保護者で7.2%いる状況です。また、大野町に期待することとして、「教育費に関わる経済的負担の軽減を図る」ことが、就学前保護者・小学生保護者共に最も高い割合で選ばれています（就学前保護者53.3%、小学生保護者59.9%）。

経済的支援を充実するなどして、家庭の状況に関わらず安心して子育てができ、こどもが健やかに成長することができる環境を整備していくことが重要です。

(6) こども本人についての課題

アンケート調査によると、結婚について、中学生では「結婚したい」が51.4%、「結婚したくない」が32.7%、「わからない」が14.5%となっています。高校生では「結婚したい」が57.4%、「わからない」が31.6%、「結婚したくない」が10.5%となっています。より若い世代において結婚したくないと考える方が多いことなどを踏まえ、経済的な支援や、安定した雇用等の就労支援、望むキャリアが実現できる等のワーク・ライフ・バランスの実現等により、結婚に希望を感じられる環境を整備することが求められています。

また、アンケート調査ではストレス（不安や悩みなど）を感じるかどうかについて、中学生では「ある」の割合が52.8%、「ない」の割合が46.7%となっています。高校生では「ある」の割合が63.3%、「ない」の割合が36.7%となっています。

様々な媒体を用いた情報発信とともに、ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることが必要です。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「こども大綱」で示された「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。

本計画では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、第2期計画の基本理念である「親、地域、行政の支え合いのなかで次代を担うこどもと子育て家庭を見守り育てていくまちづくり」を引き続き踏襲し、計画を推進します。

【 基 本 理 念 】

親、地域、行政の支え合いのなかで
次代を担うこどもと子育て家庭を
見守り育てていくまちづくり

2 計画の視点

基本理念を実現するための施策を推進する、基本的な視点を5つ掲げます。

(1) こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る



こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。そのため、こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることが必要です。

こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、取り組んでいきます。

また、声を上げにくい状況にあるこども・若者に、特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重する



こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、大人は、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが大切です。

そのため、こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

(3) ライフステージに応じて切れ目なく支援する



こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

そのため、こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。

(4) 良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が 幸せな状態で成長できるようにする



貧困と格差は、こどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全てのこども施策の基盤となります。

乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、こども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図る



若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を妨げる障壁を取り除くことに注力します。また、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにします。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育てについての多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことができるように取り組みます。

3 基本目標

(1) 未来を担う子どもたちを育てます



広く町民に対して、こどもの権利について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。

また、乳幼児期は、発達に応じた教育・保育を通じ、こどもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期は学校生活へスムーズに移行ができるよう関係機関等の連携が深まる取り組みを進めます。

(2) すべてのこどもの成長を支える環境を整備します



こども・若者の最善の利益を尊重し、全てのこどもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な支援へつなげていきます。また、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を充実します。

(3) 地域における子育て支援体制を充実します



養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。

(4) 仕事と子育ての両立を支援します



働きながら安心してこどもを生み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進し、子育てと仕事とのバランスが取れる働き方を支援する取り組みを推進します。

(5) こどもの貧困対策を推進します



経済的な理由でこどもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実するとともに、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援等を充実します。

(6) 母子保健・医療支援を充実します



安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、こどもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

(7) こども・若者への支援を充実します



若者が自らの意思で将来を選択できるよう、結婚、妊娠、出産、子育てなどについての理解を深める機会を提供し、今後の人生について考えるきっかけづくりとなる取り組みを支援します。

また、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を抱えるこども・若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう支援します。

4 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

親、地域、行政の支え合いのなかで次代を担う子どもと
子育て家庭を見守り育てていくまちづくり

1 未来を担う
子どもたちを
育てます

- (1) こども・若者が権利の主体であることの
社会全体での共有
- (2) 就学前教育・保育の体制確保と質の向上
- (3) 小学校への滑らかな接続
- (4) 地域におけるこどもの居場所づくりや
遊び・活躍の機会づくりの推進

2 すべての
こどもの成長を
支える環境を
整備します

- (1) 配慮が必要なこどもへの支援
- (2) 安全・安心なまちづくり

3 地域における
子育て支援体制
を充実します

- (1) 多様な子育て支援サービス環境の整備
- (2) 児童虐待への対応及びヤングケアラーへの
支援の充実

4 仕事と子育ての
両立を
支援します

- (1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の
整備
- (2) 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の
整備
- (3) 共働き・共育ての推進
- (4) 子育てに関する情報発信

5 こどもの
貧困対策を
推進します

- (1) こどもの貧困対策の実施
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 子育て家庭への経済的支援

6 母子保健・医療
支援を
充実します

- (1) 母とこどもの健康の確保
- (2) こどもや若者への切れ目のない保健・医療
の提供
- (3) 心身の健康等についての情報提供やこころ
のケアの充実

7 こども・若者へ
の支援を
充実します

- (1) 結婚を希望する方への支援
- (2) 若者の就労支援の充実
- (3) 悩みや不安を抱える若者やその家族に
対する相談体制の充実
- (4) こども・若者の自殺対策

第4章

施策の展開

1 未来を担うこどもたちを育てます

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、こどもの健やかな発達を保障するとともに、小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、学齢期は学校生活へスムーズに移行ができるよう共通の見通しが持てるようにします。

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

事業名	事業概要	担当課
こどもの権利に関する周知啓発	こども・若者の権利について、ホームページへの掲載やチラシの配布など、さまざまな機会を通じて周知を図ります。	子育て支援課

(2) 就学前教育・保育の体制確保と質の向上

保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できるよう取り組みを着実に進めていきます。

事業名	事業概要	担当課
教育・保育の体制確保	離職防止のためのサポート体制を整備します。 インクルーシブ教育・保育を目指し、保育士の知識の向上と体制の整備を図ります。	子育て支援課
幼稚園教員・保育士の資質の向上	公立・私立に関わらず、質向上のための研修会を実施します。	子育て支援課
特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実	教育支援の専門家チームやスクールアドバイザー、幼児療育センターなどいろいろなスタッフが定期的に認定子ども園を巡回訪問し、必要に応じて、保育士と支援会議を行います。	学校教育課 子育て支援課

(3) 小学校への滑らかな接続

教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。また、教育・保育施設に通う全ての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保でき、かつ、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員の資質向上のための研修等を実施し、小学校への円滑な接続を図ります。

事業名	事業概要	担当課
幼小連携事業	相互理解を図るための授業・保育参観、園児と児童の相互交流、入学前の情報交流、教員や保育士等の合同研修を実施します。	学校教育課 子育て支援課
	特性のある幼児に適切な支援を行うため、教育支援委員会の専門家チームやスクールアドバイザーが認定子ども園等の訪問を行います。	学校教育課
	小学校への円滑な接続支援のため、幼児療育センターなどいろいろなスタッフの更なる資質向上を図ります。	子育て支援課
	接続期カリキュラムの編成を行い、幼児教育や小学校等のカリキュラムに対し専門員からの助言や協力を行います。	学校教育課
	幼稚園教員や保育士、小学校教職員の相互理解を深めるため、交流の場を提供していきます。	学校教育課 子育て支援課

(4) 地域におけるこどもの居場所づくりや遊び・活躍の機会づくりの推進

こどもが放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後クラブについて、需要量に応じた整備を進めます。

また、こども同士が安全・安心に交流できるよう社会教育施設などについても、こどもにとってよりよい居場所となるよう充実を図ります。

事業名	事業概要	担当課
放課後クラブの充実	民間委託し、安定した人材確保と運営を行います。	学校教育課
ファミリー・サポート・センター事業	令和6年10月より、お試し体験助成事業を導入し、より事業を理解してもらい、利用につなげていきます。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	「子育てはうす ぱすてる」での事業の充実を図ります。 私立認定こども園については、今後も事業継続できるよう国の補助金を活用します。	子育て支援課
青少年育成活動	こどもリーダー講習会やVY S活動等を実施し、青少年の育成に努めます。	生涯学習課
大野町ふれあいセンターの活用	身近な場所での居場所づくりの検討を進めます。	生涯学習課 子育て支援課

2 すべてのこどもの成長を支える環境を整備します

地域の中でこども同士が安全・安心に交流できるように人々のつながりを支援しながら、居場所づくりに取り組みます。

また、配慮が必要なこどもの特性に合わせた継続的な支援を充実し、安心して地域で生活できる取り組みを進めます。

(1) 配慮が必要なこどもへの支援

配慮を必要とするこどもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、こどもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

事業名	事業概要	担当課
早期療育体制の強化	保健センターや認定こども園、学校、療育機関との地域療育システム体制を強化し早期発見に努め、こどもの健やかな成長を図ります。	保健センター 子育て支援課 学校教育課 福祉課
養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱えている家庭などに子育て経験者等や専門職による支援を行います。	保健センター 子育て支援課
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に児童養護施設や養育里親等において一定期間養育、保護を行います。	子育て支援課
特別な支援が必要なこどもに対する教育・保育の充実 【再掲】	教育支援の専門家チームやスクールアドバイザー、幼児療育センターなど多くのスタッフが定期的に認定こども園を巡回訪問し、必要に応じて、保育士と支援会議を行います。	学校教育課 子育て支援課
就学先の選定支援	スクールアドバイザーや教育支援委員会による巡回訪問や相談活動を行い、適切な就学先を選定します。	学校教育課
学校での受入体制の整備	特別支援学級や通級指導教室を開設し、配慮を必要とするこどもの受入体制の強化を図ります。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級在籍の障がいを持つ児童生徒を対象に、学用品や給食費等を支給します。	学校教育課

(2) 安全・安心なまちづくり

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保できるよう、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

事業名	事業概要	担当課
交通安全環境の整備	危険箇所の点検や交通安全施設の充実を図ります。	総務課 建設課
防犯意識・交通安全思想の普及	防犯に関する教室を行います。 地域や認定こども園、学校で交通安全教室を行います。	学校教育課 子育て支援課

3 地域における子育て支援体制を充実します

親子同士の交流を通し気軽に相談できる場を提供することにより必要な世帯に支援が行き届き、身近な地域でも様々な世代の人々が親子をサポートできる環境づくりを推進します。

(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備

身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まれる場所を増やし、個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう、多種多様な子育ての情報を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。

事業名	事業概要	担当課
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。	子育て支援課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。	子育て支援課
利用者支援事業	利用者支援員が、各園の園庭開放にも参加し、支援体制のさらなる充実を図ります。	子育て支援課
大野町ふれあいセンターの活用 【再掲】	身近な交流の居場所づくりの検討を進めます。	生涯学習課 子育て支援課
子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	「子育てはうす ぱすてる」をはじめとした、町内4カ所で子育ての楽しさを感じてもらえるよう支援します。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	病児・病後児を専門スタッフのいる施設で預かります。町内事業所は1カ所あり、岐阜市・北方町・神戸町・池田町と広域利用協定締結し、勤務地等での利用も可能となっています。	子育て支援課

(2) 児童虐待への対応及びヤングケアラーへの支援の充実

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

事業名	事業概要	担当課
虐待防止・ヤングケアラーのための相談等	職員が学校等を巡回し、面談を実施します。 通告ケースの事後フォローとしての面談や電話相談を実施します。 ヤングケアラー相談窓口を設置し相談を実施します。	子育て支援課 福祉課
虐待防止のためのネットワークの強化	年1回代表者会を実施し、他職種の代表が参加し、大野町の実状について情報共有します。	子育て支援課
関係機関との連携強化	進行会議を毎月1回実施します。	子育て支援課 福祉課
こども家庭センターの設置	こども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行います。	保健センター 子育て支援課

4 仕事と子育ての両立を支援します

保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るために多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」がとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

（１）仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、町民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

事業名	事業概要	担当課
病児・病後児保育事業 【再掲】	病児・病後児を専門スタッフのいる施設で預かります。 町内事業所は1カ所あり、岐阜市・北方町・神戸町・池田町と広域利用協定締結し、勤務地等での利用も可能となっています。	子育て支援課
国・県等の就職支援事業等の周知	国・県等からの情報提供を行います。	まちづくり推進課 政策財政課 総務課

（２）産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

保育所等による待機児童を生じさせないように努め、こどもにとって良好な保育環境の「質」の確保を図ります。

事業名	事業概要	担当課
育児休業制度等の普及啓発	育児休業制度の普及促進のため、各種助成金の周知など、育児休業取得について、事業者への働きかけや啓発に努めます。	まちづくり推進課 政策財政課 総務課
企業に対する男性の育児休業の促進	国や県等の関係機関と連携して、男性の育児休業促進に向けた取り組みを検討します。	まちづくり推進課 政策財政課 総務課

(3) 共働き・子育ての推進

男性の家事や子育てへの参画を促進することにより、共働き・子育てを実現し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を改善していきます。

事業名	事業概要	担当課
ワーク・ライフ・バランスの情報提供と啓発活動の充実	男女がともに希望するワーク・ライフ・バランスをかなえるため、町内企業や町民に対する周知・啓発及び情報収集に取り組みます。	まちづくり推進課 政策財政課 総務課 子育て支援課

(4) 子育てに関する情報発信

子育てに関する情報発信において、安心してこどもを育てられるよう情報の発信を推進します。

事業名	事業概要	担当課
子育て情報発信事業	行政及び関係機関が、連携し子育て情報について、発信を行います。	総務課 政策財政課 学校教育課 生涯学習課 保健センター 子育て支援課

5 こどもの貧困対策を推進します

こどもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、すべてのこどもの心身ともに健やかに育成され、教育機会の均等が保証され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困解消に向けて、児童の権利に関する条約に則ってこどもの貧困対策を推進します。

(1) こどもの貧困対策の実施

経済的格差の広がりや、教育や進学を妨げるだけでなく、こどもが育つ環境にも大きな影響を及ぼします。こども・若者が安心して自分らしく生きていけるよう、支援します。

事業名	事業概要	担当課
地域こどもの生活支援強化事業	こどもの居場所・学習支援・フードパントリー等実施し、機会を捉えて相談できる場を創出します。	子育て支援課

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。

事業名	事業概要	担当課
家庭支援事業	ひとり親家庭に対して子ども・子育て支援事業の周知や経済的支援制度の周知、総合的な支援を行います。利用料の階層化を実施します。	子育て支援課

(3) 子育て家庭への経済的支援

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。

事業名	事業概要	担当課
認定こども園等の給食費補助事業	認定こども園等を利用されている方を対象に、給食費を補助します。	子育て支援課
第2子出産祝金事業（岐阜県の補助事業活用）	第2子以降のお子さんが生まれた世帯を対象に、出産祝金を支給します。	子育て支援課
多子世帯病児・病後児保育料無料化事業（岐阜県の補助事業活用）	18歳以下のお子さんを3人以上養育している多子世帯の病児・病後児保育の利用料の補助を推進します。	子育て支援課
小学校入学準備祝金支給事業	毎年4月に小学校に入学を予定している新1年生へ入学準備祝金として、商品券を支給します。	学校教育課
学校給食費の物価高騰分支援	学校給食費の物価高騰による値上がり分を支援します。	学校教育課
要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業	要保護・準要保護児童生徒を対象に、学用品や給食費等を支給します。	学校教育課
第2子以降放課後クラブ利用料減免事業	第2子以降の放課後クラブ利用料を減免します。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費支給事業	特別支援学級在籍の障がいを持つ児童生徒を対象に、学用品や給食費等を支給します。	学校教育課
高等学校就学準備等支援金支給事業（岐阜県の補助事業活用）	中学校卒業後の進路を検討するにあたり、進学や就職等の準備費用に対する経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
高校生の通学定期券等の購入補助事業	高校生が通学に利用するバス及び鉄道等の定期券購入に要する費用の一部を補助します。	政策財政課
学生通学定期券・回数券の購入補助事業	高速バス「にしみのライナー」を利用して通学する学生の定期券又は回数券購入費用の一部を補助します。	政策財政課
医療費の助成事業	福祉医療費（乳幼児等）の対象者を18歳に達して初めて迎える3月31日まで拡大して支給します。	住民課

6 母子保健・医療支援を充実します

安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からのこどもの発育・発達への支援に取り組むとともに、こどもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

(1) 母とこどもの健康の確保

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

事業名	事業概要	担当課
妊産婦健康診査費用助成事業	健やかな妊娠出産育児のために、健診費用の助成を行います。	保健センター
産後ケア事業	生後1年未満の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。	保健センター
家庭訪問事業	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に、保健師や助産師、母子保健推進員が訪問します。	保健センター
	自宅で離乳食相談を希望する家庭を、管理栄養士が訪問します。	保健センター
包括的な相談支援の充実	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、各種機関や事業と連携して、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。	保健センター 福祉課 子育て支援課

(2) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、こどもや若者の健やかな成育の推進を図ります。

事業名	事業概要	担当課
プレコンセプションケアの啓発	若い世代の男女が将来より健康になることをめざし、早い段階から正しい知識（性教育も含めた）の啓発を行います。	学校教育課 保健センター 子育て支援課
新生児聴覚検査費用助成	聴覚障がい早期発見・早期療育を図るため、検査費用の助成を行います。	保健センター
各種乳幼児健康診査	出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備します。	保健センター
視覚検査の実施	視覚障害の早期発見・早期療育を図るため、3歳児健康診査において専用機器による視覚検査を行います。	保健センター

(3) 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

こども・若者が、自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

事業名	事業概要	担当課
包括的な相談支援の充実【再掲】	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、各種機関や事業と連携して、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。	保健センター 福祉課 子育て支援課
プレコンセプションケアの啓発【再掲】	若い世代の男女が将来より健康になることをめざし、早い段階から正しい知識（性教育も含めた）の啓発を行います。	学校教育課 保健センター 子育て支援課
心の教室相談員活用事業	各小中学校に心のサポーターを配置し、教育相談を行える体制を図ります。	学校教育課

7 こども・若者への支援を充実します

こどもたちが心身ともに健やかに成長できるように、全てのこどもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。

(1) 結婚を希望する方への支援

若者の出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取り組みを推進するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

事業名	事業概要	担当課
出会い・結婚応援事業	結婚したいけれど出会いがない、何をしたら良いか分からないなど、真面目に出会いを求める独身男女の支援を実施します。 県等が行う出会いの場を提供するイベント等の情報を発信します。	政策財政課

(2) 若者の就労支援の充実

若者の就労支援を充実するとともに、若者が安心して働ける環境を整え、キャリア形成を支援します。

事業名	事業概要	担当課
若者、女性の活躍と所得向上の取り組み	国や県等の関係機関と連携して、企業に対するワーク・ライフ・バランスの周知や子育て支援センター等における職業相談など、若者や女性の活躍を支援します。 所得向上に向けて、企業に国の各種支援施策の周知や活用促進に努めます。	まちづくり推進課 政策財政課 総務課 子育て支援課

(3) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実するとともに、関係機関やNPOなど民間団体との連携・協力を推進して支援します。

事業名	事業概要	担当課
こども家庭センターと関係機関との連携による相談体制の強化	こども家庭センターと要保護児童対策地域協議会、福祉、教育、保健、子ども相談センター（児童相談所）、医療機関等の関係機関との連携強化により、困難な状況にあるこどもを早期に把握し、相談等の支援につなげます。	学校教育課 福祉課 保健センター 子育て支援課

(4) こども・若者の自殺対策

自殺の背景に精神保健上の問題や様々な社会的要因があることから、関係機関・団体と連携・協働して、各種の相談支援や、人材育成、意識啓発を推進します。

事業名	事業概要	担当課
包括的な相談支援の充実【再掲】	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、各種機関や事業と連携して、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。	保健センター 福祉課 子育て支援課
こころの健康に関する教育・周知啓発	こども・若者へこころの健康に関する重要性や悩みの相談先の周知を行います。	保健センター 福祉課 子育て支援課

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために「地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

本町においては、町民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について町内全域で一つと設定していました。

本計画においても、町域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については町域全体を一つの提供区域としました。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、町内全域を1区域として必要量を見込むものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定こどもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むものとします。また、3号認定についても、0歳と1歳、2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【 量を見込む区分 】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望しているこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望するこども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望しているこども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望しているこども（以下、3号（0歳）・3号（1歳、2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※ 「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としているこどもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本町における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月48時間を下限時間とします。

(4) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭タイプの算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭タイプがあります。

ステップ2

～潜在家庭タイプの算出～

ステップ1の家庭タイプからさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

町民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭タイプでアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望

○現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭タイプ別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭タイプを掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭タイプ等に潜在家庭タイプ別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

【 令和7年度 】		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記以 外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		379			84	93	84
量の見込み（A）		86	30	264	9	42	64
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	116		261	8	40	62
s 幼稚園		—		—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—		—	—	—	—
企業主導型保育施設		—		—	—	1	1
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	—		3	1	1	1
確保量合計（B）		116		264	9	42	64
過不足（C）＝（B）－（A）		0		0	0	0	0

【 令和8年度 】		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記以 外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		316			81	86	98
量の見込み（A）		71	25	220	9	39	74
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	96		217	8	37	72
確認を受けない幼稚園		—		—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—		—	—	—	—
企業主導型保育施設		—		—	—	1	1
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	—		3	1	1	1
確保量合計（B）		96		220	9	39	74
過不足（C）＝（B）－（A）		0		0	0	0	0

【 令和9年度 】		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記以 外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		301			78	83	91
量の見込み（A）		68	24	209	8	37	69
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	92		206	7	35	67
確認を受けない幼稚園		—		—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—		—	—	—	—
企業主導型保育施設		—		—	—	1	1
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	—		3	1	1	1
確保量合計（B）		92		209	8	37	69
過不足（C）＝（B）－（A）		0		0	0	0	0

【 令和10年度 】		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記以 外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		286			74	80	88
量の見込み（A）		65	22	199	8	36	67
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	87		196	7	34	65
確認を受けない幼稚園		—		—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—		—	—	—	—
企業主導型保育施設		—		—	—	1	1
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	—		3	1	1	1
確保量合計（B）		87		199	8	36	67
過不足（C）＝（B）－（A）		0		0	0	0	0

【 令和11年度 】		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記以 外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		291			72	76	85
量の見込み（A）		66	23	202	8	34	64
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	89	199		7	32	62
確認を受けない幼稚園		—	—		—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—	—		—	—	—
企業主導型保育施設		—	—		—	1	1
認可外保育施設	認証保育所など 上記以外の施設	—	3		1	1	1
確保量合計（B）		89	202		8	34	64
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0		0	0	0

【保育利用率】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①0～2歳児童数	261	265	252	242	233
②3号の確保量	115	122	114	111	106
保育利用率（②／①）	44.1%	46.0%	45.2%	45.9%	45.5%
目標値	44.1%	46.0%	45.2%	45.9%	45.5%

【今後の方向性】

既存の施設の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっていることから、計画期間において引き続き待機児童を生じさせないよう努めていきます。

特に0歳～2歳児においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、確保に当たっては、3歳児への円滑な連携を確保しつつ、保育士の配置変更等柔軟な受け入れ体制を整え確保を図ります。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- ・保護者の就労状況に関わりなく、こどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。
また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組推進、幼こ小連携を実施します。
- ・小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小一プロブレム）こどもが増加する傾向にあるなか、幼児期の学校教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育がそれぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、こどもの発達や学びの連続性を保障するため両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、こどもに対する体系的な教育を推進します。
- ・保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応について検討を行います。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けたこどもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	900	615	707	603
実施箇所数	7	7	7	7

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	545	495	471	450	446
確保方策（B）	545	495	471	450	446
実施箇所数	6	6	6	6	6
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

既存の体制でニーズ量を確保できる見込みです。長時間保育がこどもの負担にならないよう配慮しながら、保育時間の延長保育を推進します。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後クラブ事業）

【 概要 】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	低学年	124	120	127	115
	高学年	18	22	13	25
定員		285	285	285	285

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		146	155	151	145	129
	1年生	48	58	46	43	34
	2年生	43	43	52	41	38
	3年生	27	30	30	37	29
	（低学年 計）	118	131	128	121	101
	4年生	16	15	16	16	20
	5年生	7	6	5	6	6
	6年生	5	3	2	2	2
	（高学年 計）	28	24	23	24	28
確保方策（B）		285	285	285	285	285
差引（B）－（A）		139	130	134	140	156

【 今後の方向性 】

既存の6箇所の放課後クラブの充実を図り、今後も条例等の基準を踏まえた施設整備や待機児童の発生防止に努めます。

さらに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう民間事業者等の活用を行います。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ人数	0	0	0	6
実施箇所数	2	2	2	5

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	15	19	23	26	30
確保方策（B）	15	19	23	26	30
実施箇所数	6	6	6	7	7
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

最近では、育児疲れによる利用も増えており、関係機関と連携して支援する等、よりきめ細かな対応が必要になってきます。

今後は事業のより一層の周知を図り、必要な家庭の支援につながるようマッチングを行うとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用延べ人数	8,725	14,246	18,623	36,675
実施箇所数	4	4	4	4

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	32,558	33,057	31,436	30,188	29,066
確保方策（B）	32,558	33,057	31,436	30,188	29,066
実施箇所数	4	4	4	4	4
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

子育て支援センターの子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助についての実施内容について周知し、子育て家庭への利用を促進していきます。

(5) 一時預かり事業

【 概要 】

一般型については、保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となったことについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

幼稚園型については、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数（一般型）	947	331	472	397
年間利用者数（幼稚園型）	11,789	11,371	9,524	9,282
実施箇所数	6	6	6	6

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	8,514	7,128	6,790	6,453	6,558
一般型（在園児対象を除く一時預かり）	408	370	352	336	334
幼稚園型					
1号認定による利用	8,106	6,758	6,438	6,117	6,224
2号認定による利用	—	—	—	—	—
実施箇所数	6	6	6	6	6
確保方策（B）	8,514	7,128	6,790	6,453	6,558
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

引き続き、保護者が一時預かり保育を必要としている時に対応できるよう体制を整えるとともに、保護者の生活支援を図ります。

(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内施設 年間利用者数	0	0	0	7
町内実施箇所数	1	1	1	1
広域協定市町数	4	4	5	5
町外施設 年間利用者数	19	39	25	70

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	86	78	75	71	71
確保方策（B）	86	78	75	71	71
町内実施箇所数	1	1	1	1	1
広域協定市町数	4	4	4	4	4
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在、病児保育事業については、町内の事業所に委託しているとともに、岐阜市・北方町・神戸町・池田町と広域利用の協定を締結し、事業を実施しています。今後も、共働きの推進と並行して、職場近くでの利用拡大が見込まれます。

ニーズに適切に対応しつつ、引き続き事業関係者との連絡調整及び共通理解を図り、事業を実施します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを預かる相互援助活動組織で、依頼会員は小学校6年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数	-	52	38	20

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	21	19	18	17	17
確保方策（B）	21	19	18	17	17
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

多様化するニーズに適切に対応するため、活動件数の増加に向けて、活動内容の周知とともに、提供会員の確保に努めます。

(8) 利用者支援事業

【 概要 】

一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

こども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・特定型・・・主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
- ・こども家庭センター型・・・妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成する事業

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所	1	1	1	1

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1	1	1	1	1
確保方策（B）	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
特定型	—	—	—	—	—
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	1	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

地域子育て支援拠点等身近な場所で、保育サービス利用に対する相談業務、保育所入所待機児童への支援、保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。

さらに、今後は母子保健と児童福祉が一体となって、妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行います。心身の状態やニーズを把握したうえで支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。

(9) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊娠期間の不安軽減を目的として健康診査を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診対象者数	114	94	87	88

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	84 (1,176回)	81 (1,134回)	78 (1,092回)	74 (1,036回)	72 (1,008回)
確保体制	・実施場所 全国の医療機関 ・実施体制 母子健康手帳交付時に1人につき14回分の妊婦一般健康診査受診票を配布し使用方法を説明				

【 今後の方向性 】

ライフスタイルや経済社会の変化によりこどもやその親を取り巻く環境が影響を受け、子育てに不安を感じる親も増え、育児支援の要望も増加しています。このため、母子健康手帳の交付時やプレママサロン、パパママクラス等、妊娠初期から保健相談を重視し、安心して出産、子育てに向かえるよう支援していきます。さらに、妊娠11週以内の届出、妊婦健診の受診を勧めるとともに、医療機関等と連携を図り妊娠から出産、子育てへと切れ目ない支援体制を確保していきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
面接件数	114	95	79	81

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	84	81	78	74	72
確保方策（B）	84	81	78	74	72
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

里帰り出産等の何らかの事情を除き、訪問率が引き続き下がることがないように、訪問時期についても考慮しながら実施していきます。特に、育児不安や不適切な養育等の問題が発見された場合、継続した支援につながるよう、できる限り直接連絡をとり状況把握等を実施していきます。

(11) 養育支援訪問事業

【 概要 】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等によって、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	6	7	5	9

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	9	9	9	9	9
確保方策（B）	9	9	9	9	9
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

特定妊婦や出産後まもない時期の養育者、発達障がいのあるこどもを持つ家庭等フォローが必要な家庭に対し、保健師・助産師といった専門的な立場から相談支援、訪問支援を行い、育児不安の解消や負担を軽減し、虐待発生の未然防止につなげていきます。実施にあたっては、保健センターを中心として関係各課や要保護児童対策地域協議会等関係機関と十分な連携を図りながら出産前から子育てに至るまで切れ目のない支援を目指し、実施します。

(12) 産後ケア事業（新規事業）

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後の心身の不調または育児支援を必要とする産後１年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

【 現状 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施回数		2	4	7

【 量の見込みと確保方策 】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	7	7	7	7	7
確保方策（Ｂ）	7	7	7	7	7
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在、訪問型のみ実施しています。今後は、宿泊型、通所型を実施し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援をしていきます。

(13) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

【 概要 】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図り、実施する事業です。

- ・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	93	85	66	29

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	27	27	24	24	24
確保方策（B）	27	27	24	24	24
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援をしていきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	12	12	12	12	12
確保方策（B）	12	12	12	12	12
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討および要綱改正を進め、利用しやすい環境づくり、広報の充実、利用満足度の維持向上に努めていきます。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(16) 親子関係形成支援事業（新規事業）

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）

【 概要 】

親の就労状況にかかわらず、時間単位などでこどもを保育所に預けられるようにする制度です。

令和8年度からの給付制度化に向けて、国から本年夏頃以降示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備するものとします。

【 確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
〈必要受入時間数〉 (延べ)		360	360	360	360
0歳		120	120	120	120
1歳		120	120	120	120
2歳		120	120	120	120
〈必要定員数〉(延べ)		3	3	3	3
0歳		1	1	1	1
1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	1

【 今後の方向性 】

令和8年度からの給付制度化に向けて、国から示される量の見込みの算出等の考え方に従い、受け入れ体制を整備します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

利用者負担額は、国が定める公定価格を基に各市町村により設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）等の上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行います。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。

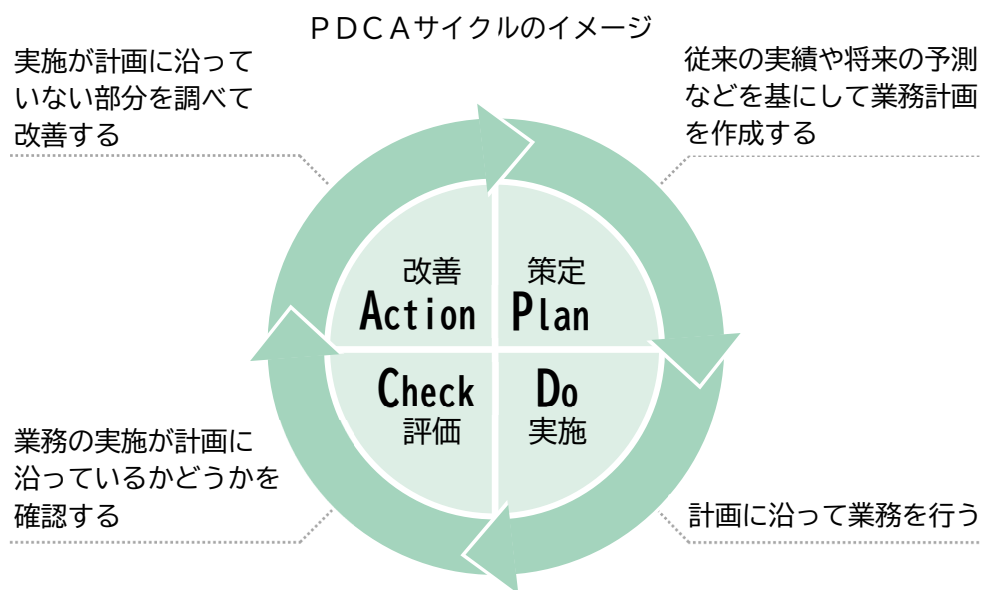
第6章

計画の推進体制

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行を管理するために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、施策の実施状況について点検、評価を行い、事業展開に活かしていきます。また、その結果を「大野町子ども・子育て会議」にて報告していきます。

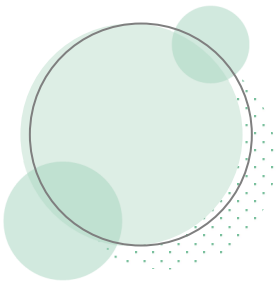
なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を踏まえながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。



2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①こどもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策及び②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策について、専門的かつ広域的な観点から県と連携し、推進するとともに県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。



資料編

1 大野町子ども・子育て会議条例

○大野町子ども・子育て会議条例

平成25年6月20日

条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、大野町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長又は副会長は、子育て会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、民生部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第28号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定経過

開催日	審議内容等
令和5年8月31日	第23回 大野町子ども・子育て会議 「子育て支援に関するアンケート調査」について
令和5年11月10日	第24回 大野町子ども・子育て会議 「子育て支援に関するアンケート調査」について
令和5年12月11日 ～令和5年12月28日	「子ども・子育て支援事業計画」に関するアンケート調査実施 ・ 就学前児童の保護者アンケート 配布552件 回収315件 回収率57.1% ・ 小学生の保護者アンケート 配布851件 回収459件 回収率53.6% ・ 中学生本人アンケート 配布633件 回収578件 回収率91.3% ・ 高校生本人アンケート 配布742件 回収256件 回収率34.5%
令和6年3月1日	第25回 大野町子ども・子育て会議 「子育て支援に関するアンケート調査」結果について
令和6年7月30日	第26回 大野町子ども・子育て会議 「大野町こども計画（第3期子ども・子育て支援計画）」について
令和6年11月21日	第27回 大野町子ども・子育て会議 「大野町こども計画」素案について
令和6年12月23日 ～令和7年1月22日	「大野町こども計画（案）」に対するパブリックコメントの実施
令和7年2月27日	第28回 大野町子ども・子育て会議 「大野町こども計画（案）」について

3 大野町子ども・子育て会議委員名簿

		職 名	氏 名	備 考
子どもの保護者		小中学校保護者	白川 三郎	揖東中学校 PTA会長
		認定こども園保護者（私立）	飯沼 文子	豊木認定こども園 保護者会長
		認定こども園保護者（公立）	丸山 沙織	西こども園 保護者会長
		認定こども園保護者（幼稚園）	武藤 紗代子	認定こども園 大野クローバー幼稚園 保護者会長
事業に従事する者		認定こども園事業従事者 （私立認定こども園代表）	臼井 真眸	豊木認定こども園長
		認定こども園事業従事者 （公立認定こども園代表）	浜野 千恵	大野町南こども園長
	副会長	認定こども園事業従事者 （幼稚園代表）	立木 明	認定こども園 大野クローバー幼稚園長
	会 長	児童養護施設事業従事者	神谷 俊介	社会福祉法人 樹心会 統括施設長
学識経験者		東海学院大学短期大学部 幼児教育学科 講師	三羽 佐和子	講師
		西濃圏域発達障がい支援センター 発達障がい専門支援員	中野 たみ子	発達障がい専門支援員
町長が必要と認める者		町区長会代表	山本 貞信	大野町区長会第4地区代表
		町区長会代表	草野 哲郎	大野町区長会第6地区代表
		西濃子ども相談センター所長	中島 康德	西濃子ども相談センター 所長
		町小中学校長会代表	寸田 篤子	大野町立西小学校 校長

4 用語集

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

ウェルビーイング

単に病気がないことだけでなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態を表す概念です。個人の幸福感や、社会的つながり、仕事や生活の充実度、そしてコミュニティとの関係なども含まれます。健康だけでなく、自分の人生に満足しているかどうかも重要です。

【か行】

確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

【さ行】

自己肯定感

自分の存在や行動を肯定的に評価する感覚のことです。「自分は価値のある存在だ」「自分はこれで良い」と感じられることが、精神的な安定や幸福感に繋がります。自己肯定感が低いと、自信喪失や精神的な問題に繋がることもあります。

自己有用感

自分が周囲や社会に対して役立っている、必要とされているという感覚です。例えば、地域・家族のために貢献している、社会の一員として有意義な活動をしていると感じることで得られる満足感です。これが高いと、自己評価が向上し、モチベーションが高まります。

小規模保育

0歳～小学校入学前までのお子さんを対象とした、定員6～19人の少人数保育。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

【た行】

男女共同参画

男女が平等に社会に参加し、役割や機会を公平に分かち合うことを目指す取り組みや考え方です。性別に関わらず、同じ機会や権利が与えられることを推進する政策や活動が行われています。

特別支援教育

障がいや特別な支援が必要なこどもたちに対して行われる教育です。個々のこどものニーズに合わせたカリキュラムや環境を提供し、学習や社会生活での自立を支援します。

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設。

認可外保育施設

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規定に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が6人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

【は行】

プレコンセプションケア

妊娠前の健康管理やケアを指し、健康な妊娠や出産を迎えるために準備することです。妊娠前の栄養管理や生活習慣の改善、定期的な健康チェックが含まれます。

【や行】

ヤングケアラー

親や兄弟、祖父母など、家族の世話を行っている18歳未満のこどものことです。家事や介護、精神的なサポートを行うことが含まれますが、これが過度になると学業や社会生活に悪影響を及ぼすことがあります。

養育費

離婚や別居した親がこどもを養育するために負担する金銭的な支援を指します。養育費は、こどもの教育費や生活費に使われ、親の経済的な負担を分担するための重要な制度です。

要保護児童対策地域協議会

児童虐待や育児放棄などからこどもを守るために、地域の関係機関が連携して対策を講じるための協議会です。地域の警察、学校、福祉機関などが協力し、こどもの安全と福祉を確保します。

【ら行】

ライフステージ

人生を段階ごとに区分する概念で、個人の成長や発展を反映します。幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期など、各ステージごとに直面する課題や役割が異なり、それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされます。

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と私生活の調和を意味し、仕事に追われすぎることなく、家族や趣味、自分自身の時間を充実させることを目指します。これにより、ストレスの軽減や全体的な生活の質の向上が期待されます。

【英数字】

NPO

非営利組織の略で、営利を目的とせず、社会的な問題解決や地域貢献を目的に活動する団体です。募金や寄付、助成金で運営され、教育、福祉、環境保護など、さまざまな分野で活動しています。

大野町こども計画

令和7年3月

発行 大野町役場 民生部子育て支援課
501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野 80 番地
TEL 0585-35-5370 FAX 0585-34-3525
